

# 大分市教育ビジョン2017

## 第Ⅱ期基本計画



大分市教育委員会



## はじめに



近年、情報技術の飛躍的な進化等を背景とした人工知能（AI）の急速な進化やグローバル化の進展などに伴い、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきています。そのような社会の中で、子どもたち一人一人が、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながらどのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが必要です。

新しい時代を生きる子どもたちが、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるためには、子どもたち一人一人に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた生きる力を育むことが重要です。

また、だれもが生涯にわたって学び続け、その成果が地域に生かされるよう、生涯学習の支援体制の充実を図るとともに、地域を活性化し、豊かな人間性や創造性を涵養する文化・芸術やスポーツの振興を推進することが求められています。

このような中、このたび、「豊かな心とたくましく生きる力を育む」を基本理念とする「大分市教育ビジョン2017」第Ⅰ期基本計画の期間満了を迎えるに当たり、多様化するニーズやこれまでの取組の進捗状況等を踏まえ、第Ⅱ期基本計画を策定いたしました。

この計画は、本市の最上位計画である「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024」を踏まえ、「大分市教育大綱」の趣旨を反映させるとともに、国の教育振興基本計画や大分県の長期教育計画を参酌し、2024（令和6）年度までを見通した本市における教育振興のための施策を明らかにするものです。

本計画では、「夢や希望をもち『生きる力』を育むたくましい子ども」、「郷土に誇りをもち 生涯を通じて 自ら学び生きがいを育む 心豊かな大分市民」の実現を目指し、6つの基本方針に沿って20の重点施策、59の具体的施策を位置付け、様々な取組を展開することとしております。

学校、家庭、地域社会の連携・協働や市長部局との密接な連携を図ることはもとより、広く市民の皆様のご協力をいただき、本市教育の更なる振興に努めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たりまして、熱心にご審議いただきました「大分市教育ビジョン検討委員会」の委員の皆様をはじめ、パブリックコメント等を通して貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様と関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

2020(令和2)年3月  
大分市教育委員会  
教育長 三浦 享二

## ■ 基本構想

1 策定の趣旨	p 1
2 位置付け	p 1
3 対象範囲	p 1
4 計画の期間	p 1
5 教育を取り巻く社会の動向	p 2
6 これまでの取組状況	p 5
7 基本理念	p 6
8 基本理念の実現に向けて	
(1) 6つの基本方針	p 6
(2) 2つの視点〈「縦の接続」と「横の連携」〉	p 7

## ■ 基本計画

1 目的	p 8
2 期間	p 8
3 指標	p 8
4 点検・評価	p 8
5 重点施策の体系（構成図）	p 9
6 施策の展開	

### 基本方針 1 ▶ 生きる力を育む学校教育の充実

重点施策(1) 小中一貫教育の推進	p10
重点施策(2) 確かな学力の定着・向上	p11
重点施策(3) 豊かな心の育成	p13
重点施策(4) 健やかな体の育成	p15
重点施策(5) 社会の変化への対応	p17
重点施策(6) 特別支援教育の充実	p19
重点施策(7) 幼児教育の充実	p21

### 基本方針 2 ▶ 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

重点施策(1) 全ての子どもの学びの保障	p23
重点施策(2) 時代の変化に対応した教育環境の整備	p25
重点施策(3) 教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進	p27
重点施策(4) 地域とともにある学校づくりの推進	p29

### 基本方針 3 社会教育の推進と生涯学習の振興

重点施策(1) 生涯学習支援体制の充実	p31
重点施策(2) 学習機会や学習内容の充実	p33
重点施策(3) 地域活動の充実	p34
重点施策(4) 地域における子どもの健全育成	p35

### 基本方針 4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

重点施策(1) 美術の振興と発信	p36
重点施策(2) 文化財の保護・保存・活用	p38

### 基本方針 5 スポーツの振興

### 基本方針 6 人権を尊重する社会づくりの推進

重点施策(1) 学校教育における人権・同和教育の推進	p42
重点施策(2) 社会教育における人権・同和教育の推進	p43
重点施策(3) 人権啓発の推進	p44

## ■ 参考資料

---

○ 指標一覧	p45
○ 用語解説	p47
○ 大分市教育ビジョン検討委員会設置要綱	p52
○ 大分市教育ビジョン検討委員会の開催日及び協議内容等	p53
○ 大分市教育ビジョン検討委員会委員一覧	p53



# 基本構想

---

## 1 策定の趣旨

- ◆ 本市では、教育基本法第17条第2項に基づき、本市教育行政の方向や施策を明らかにした「大分市教育ビジョン」を2008(平成20)年度に策定し、「豊かな人間性の創造」、「人権を尊重する社会づくりの推進」などを基本的な施策とする様々な具体的施策を学校、家庭、地域社会との連携・協力の下、計画的に推進してきました。

このような中、近年の教育を取り巻く社会の動向や国及び県の動向を踏まえ、これまでの計画を見直し、本市教育の一層の振興を図るために必要な施策を総合的・体系的に示す新たな「大分市教育ビジョン」を策定することとします。

なお、基本構想は、2017(平成29)年度から2024(令和6)年度までの8年間を期間としていますが、第Ⅱ期基本計画の策定に当たり、社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行っています。

## 2 位置付け

- ◆ 「大分市教育ビジョン2017」は、本市の最上位計画である「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024」の基本理念の実現を教育の分野から目指すものとして位置付け、「大分市教育大綱」の趣旨を反映させるとともに、教育基本法第17条第2項に規定される各地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けます。

## 3 対象範囲

- ◆ 本市教育委員会の施策や事業を対象としています。  
本計画の対象範囲に含まれない施策や事業で、教育委員会が関係するものについては、「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024」及び他の分野計画などに基づき、関係部局と連携しながら推進します。

## 4 計画の期間

- ◆ 「大分市教育ビジョン2017」は、「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024」との整合性などを総合的に考え、基本構想の期間を2017(平成29)年度から2024(令和6)年度までの8年間としています。

2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
<b>●大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024</b> <基本構想 (2016(H28)年度～2024(R6)年度)>								
基本計画(第1次)2016(H28)年度～2019(R1)年度				〈第2次〉2020(R2)年度～2024(R6)年度				
《4年間》				《5年間》				
<b>●大分市教育大綱</b> 2016(H28)年度～2019(R1)年度				<b>●大分市教育大綱</b> 2020(R2)年度～2024(R6)年度				
<b>●大分市教育ビジョン2017</b> <基本構想 (2017(H29)年度～2024(R6)年度)>								
基本計画(第Ⅰ期)2017(H29)年度～2019(R1)年度				〈第Ⅱ期〉2020(R2)年度～2024(R6)年度				
《3年間》				《5年間》				

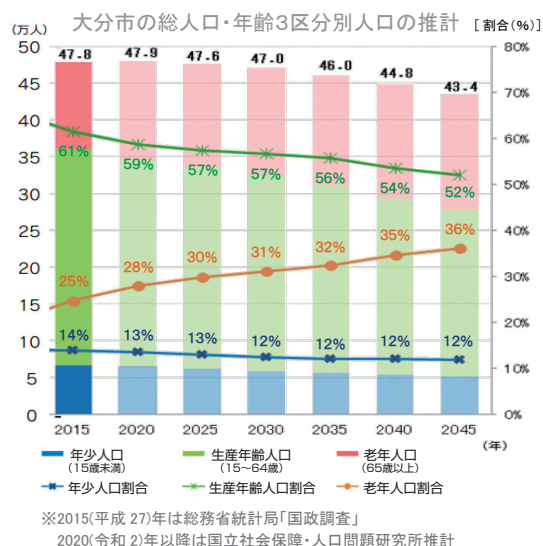


## 5 教育を取り巻く社会の動向

### ◆ 少子高齢化・人口減少社会の到来

我が国の人口は、2060年には、2010(平成22)年比約3割減の約9千万人まで減少し、そのうちの約4割が65歳以上の高齢者となることが予想されています。このような急激な少子化・高齢化の進展に伴う人口構造の変化により、経済規模の縮小や労働力の低下、社会保障費の増大などが懸念されています。

こうしたことを踏まえ、基礎自治体においても、人口減少の克服に取り組む中、地域の特徴を生かした持続可能な社会を創造する取組が求められています。



### ◆ グローバル化と情報通信技術の進展

グローバル化や情報技術の進展に伴い、人・情報・経済や様々な文化・価値観が国を越え流動化するなど、変化の激しい社会に移行しています。また、SNS<sup>※1</sup>などによる情報共有は、かつてないスピードで進んでおり、政治、経済にまで大きな影響を与えるようになっていきます。

現在、こうした状況に対応できるよう、新たな知識や専門的能力を有し、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。

### ◆ 子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策が重要となっています。国においては、2013(平成25)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を定める(令和元年6月法改正)とともに、翌2014(平成26)年には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」を策定(令和元年11月改定)しました。

地方公共団体においても、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定・実施し、子どもたちが夢や希望をもって成長していける社会を実現することが求められています。

### ◆ 地球規模の問題

地球温暖化等の環境問題や食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など、様々な地球規模の課題に直面している現在、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが重要です。こうした課題を解決する上から、身近な課題について自分たちができることを考え行動していくという学びが重要となっており、将来にわたって持続可能な社会を構築する担い手を育む教育(ESD<sup>※2</sup>)の推進が求められています。

※1 SNS…ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。ネット上で共同体を構築できるサービス。参加者は、プロフィールや趣味を公開し、日記の掲載、情報交換等を行うもの。

※2 ESD…持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の略。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

## ◆ 地域社会のつながりの希薄化

都市化・過疎化の進行，家族形態の変容，価値観やライフスタイルの多様化等により，地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されています。

一方で，東日本大震災により，コミュニティにおける人と人とのつながりや支え合いの重要性が改めて認識されるなど，人の絆を大切にする活力ある社会を形成することが求められています。学校においては，地域住民の連携・協力をはじめとして学びを通じたコミュニティの形成をより積極的に進めていくことが求められています。



## ◆ 社会を挙げてのスポーツ・文化芸術の振興

近年，多くのプロスポーツをはじめ，トップアスリートの競技を身近に観戦する機会が増えるなど，スポーツに対する関心が一層高まるとともに，文化・芸術を中心にまちづくりを進める都市が増える中，都市のにぎわいづくりや地域経済の活性化など，新たな役割への期待が高まっていることから，社会を挙げてスポーツ・文化芸術の一層の振興を図る取組が求められています。

## ◆ 「チーム学校」の推進

複雑化・多様化した課題を解決し，子どもに必要な資質・能力を育てていくためには，教育に携わる教員一人一人の力量を高めていくことはもとより，学校のマネジメントを強化し，組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに，必要な指導体制を整備することが重要です。その上で，生徒指導や特別支援教育等を充実していくために，学校や教員がスクールカウンセラー<sup>※3</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>※4</sup>等の専門スタッフと連携・分担する体制を整備し，学校の機能を強化するなど，チームとしての学校の体制を整備することが求められています。

## ◆ 教育委員会と市長部局との連携強化

教育委員会の責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築，首長と教育委員会との連携強化等を図ることを目的に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の施行(平成27年4月1日)に伴い，市長との協議・調整の場である総合教育会議や「教育大綱」の策定といった新たな仕組みを活用するなど，これまで以上に市長部局との連携を図る中，より一層民意を反映した教育行政を推進することが求められています。

※3 スクールカウンセラー…学校で児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ，カウンセリングをしたり，教職員や保護者に対して指導や援助をしたりする専門家。1995（平成7）年以降，文部科学省が暴力行為，いじめ，不登校などの問題の解決と予防のために，臨床心理士など専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを小中学校，高校に配置した。

※4 スクールソーシャルワーカー…家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもに対応するため，児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う，教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員。

## ◆ 学校教育制度の多様化・弾力化

2006(平成18)年の教育基本法改正, 2007(平成19)年の学校教育法改正により義務教育の目的・目標が明確化したことにより, 小学校・中学校の連携の強化, 義務教育9年間を通じた系統性・連続性に配慮した取組が求められており, 多くの自治体では, いわゆる中1ギャップの解消を図ることなどを目的として, 小中連携・一貫教育が地域の実情に応じて展開されています。

2015(平成27)年2月に国が公表した「小中一貫教育等についての実態調査の結果」では, 小中連携・一貫教育を実施した市町村のうち96%がこれまでの取組の総合的な評価について肯定的な回答を示すなど, 一定の成果が認められるところ です。

このような状況を踏まえ, 2015(平成27)年には, 現行の小中学校に加え, 小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として学校教育法に規定されるなど, 学校教育制度の多様化及び弾力化が図られています。



義務教育学校(大分市立碩田学園)

## ◆ 学習指導要領等の改訂

新学習指導要領では, 「何を理解しているか, 何ができるか」, 「理解していること・できることをどう使うか」, 「どのように社会・世界と関わり, よりよい人生を送るか」という三つの柱でこれからの時代に求められる資質・能力を確実に育成することが期待されており, 特に, 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進することや, カリキュラム・マネジメント<sup>※5</sup>を確立することなどが重要です。

また, 新幼稚園教育要領では, 5歳児修了時までには育てほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」として明確化するとともに, 小学校教育との接続の推進等が期待されています。

※5 カリキュラム・マネジメント…学校教育に関わる様々な取組を, 教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し, 教育活動の質の向上につなげていくこと。

## 6 これまでの取組状況

大分市では、2008(平成20)年度に策定した「大分市教育ビジョン」に基づき、「思いやる豊かな心と生きがいを育むまちづくり」の基本理念の下、5つの基本的な施策に沿って様々な具体的な施策を展開してきました。

この間、施策の進捗状況等について、自己評価や学識経験者による点検・評価を毎年実施し、取組の充実・改善を図ってまいりました。目標年度の前年度である2015(平成27)年度においては、具体的な施策に係る98の指標のうち、93(94.9%)の指標において達成又は概ね達成の状況となるなど、これまでの取組による着実な成果が認められるところです。

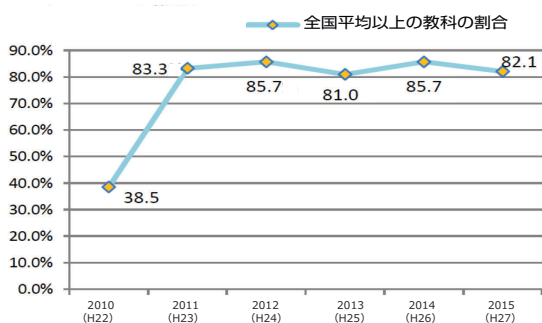
一方で、これまでの点検・評価により、目標を達成していない施策も明らかとなっており、取組の一層の充実・改善に努めるとともに、近年の社会情勢の急激な変化に伴う新たな教育課題への対応が求められています。

### 「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」より －2010(平成22)年度～2015(平成27)年度の指標の達成状況の推移(一部抜粋)－

#### 学校教育の充実(生きる力をはぐむ教育活動の展開)

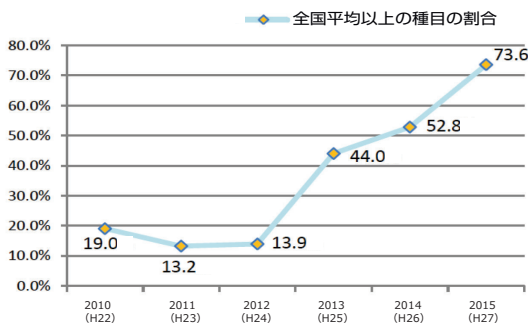
◆【具体的な施策】大分っ子基礎学力アップ推進事業の実施

- ・<指標> 市・県主催の学力調査で全国平均以上の教科の割合(70%以上)



◆【具体的な施策】子どもの健康や体力の増進

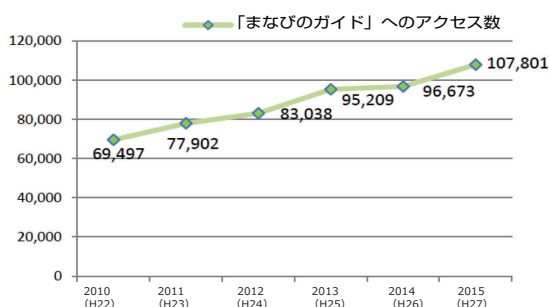
- ・<指標> 新体カテストで全国平均以上の種目の割合(60%以上)



#### 社会教育の推進と生涯学習の振興(学習情報提供活動の充実)

◆【具体的な施策】生涯学習に関する多様な学習情報の提供

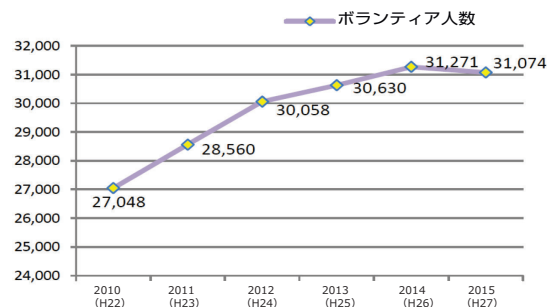
- ・<指標> 「まなびのガイド」へのアクセス数(8万件以上)



#### 青少年の健全育成(青少年の健全育成活動・社会環境整備などの推進)

◆【具体的な施策】大分市こどもの安全見守りボランティア推進事業

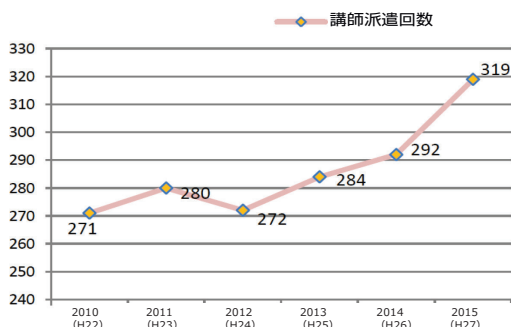
- ・<指標> ボランティア人数(3万人)



#### 人権を尊重する社会づくりの推進(人権啓発の推進)

◆【具体的な施策】人権啓発研修会などの人権啓発事業

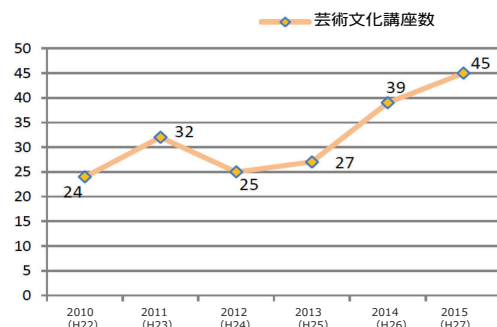
- ・<指標> 講師派遣回数(295回)



#### 個性豊かな文化の創造と発信(文化施設の整備や機能の充実)

◆【具体的な施策】文化活動を行う多くの市民が交流しあえる場の提供

- ・<指標> 芸術文化講座数(25講座)

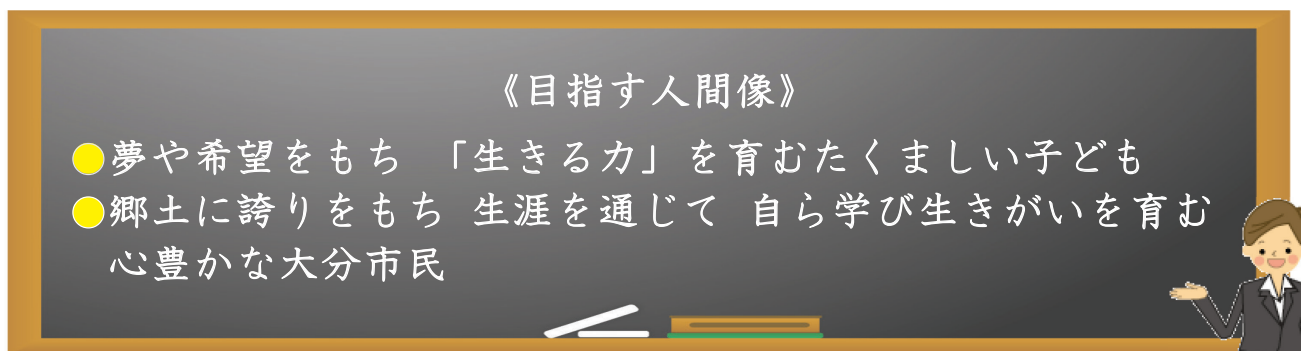


## 7 基本理念

### 豊かな心とたくましく生きる力を育む

学校、家庭、地域社会の連携・協働の下、未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むとともに、個性を尊重し、創造性を伸ばすことによって、一人一人の可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力を育みます。

また、生涯にわたって、主体的に学び、文化・芸術やスポーツに親しむなど、だれもがうるおいや生きる喜びを実感でき、郷土に誇りのもてるひとづくりを進めます。



## 8 基本理念の実現に向けて

### (1) 6つの基本方針

大分市教育ビジョンの基本理念の実現に向け、6つの基本方針を定め、計画を推進します。

#### 基本方針1

#### 生きる力を育む学校教育の充実

■ 幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進することにより、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力を育む教育を創造します。

#### 基本方針2

#### 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

■ 時代の変化に対応し、子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域社会及び関係機関との連携・協働を図りながら、教育環境の整備・充実に努めます。

#### 基本方針3

#### 社会教育の推進と生涯学習の振興

■ 生涯学習社会の構築のため、学びの支援体制や機会・内容の充実を図り、地域力の向上に努めます。また、豊かな人間性や社会性を育むため、地域で子どもたちを育成するための環境づくりを推進します。

#### 基本方針4

#### 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

■ 優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成し、幅広い関連分野への活用に向けた文化・芸術を生かしたまちづくりを進めます。

#### 基本方針5

#### スポーツの振興

■ 市民のだれもが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興に努めます。また、スポーツがまちづくりにもたらす効果を活用した地域づくりを推進します。

#### 基本方針6

#### 人権を尊重する社会づくりの推進

■ 全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る豊かな社会の実現に向け、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を目指し、様々な人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性を育む教育・啓発の推進に努めます。

## (2) 2つの視点<「縦の接続」と「横の連携」>

本市では、基本方針に基づく施策を総合的に推進する上から、「縦の接続」と「横の連携」の視点による、つなぎ・つながる教育の展開を図ります。

### 「縦の接続」

● 学校教育段階はもとより生涯学習社会の実現の観点から、一人一人が、よりよく生きるための意欲と力を生涯にわたって高め、豊かなものにしていくことが大切です。

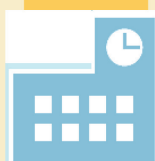


「縦の接続」

社会・  
上級学校へ

高等学校

中学校



学 校



家 庭



地 域

「横の連携」

● 社会全体で連携・協働して教育に取り組むことは、一人一人の主体的な参画によるコミュニティづくりや、よりよい社会づくりに資する上から重要です。



● 家庭教育と幼児教育，幼児教育と小学校，小学校と中学校など，それぞれの教育の役割や校種ごとの目標の達成に留意しながら，円滑な接続を図ることが大切です。



小学校

就学前

● 社会の様々な世代の人々や組織等が多様な形態で教育に関わることは，働くことや，社会とつながり社会に参画することの意義を身をもって子どもたちに示し，将来に向けてその視野を広げ，生きる意欲を高めることにもつながります。



※上記の「小学校」は、義務教育学校の前期課程(第1学年から第6学年)、「中学校」は、義務教育学校の後期課程(第7学年から第9学年)を含みます。

# 基本計画

---

## 1 目的

- ◆ 基本計画は、「豊かな心とたくましく生きる力を育む」の基本理念を実現し、本市教育の一層の振興を図る上から、中長期的かつ総合的な展望をもち、より実効性のある教育改革を計画的・体系的に進めるため、基本構想に示した6つの基本方針に係る具体的施策及び取組内容等を明らかにするものです。

第Ⅱ期基本計画は、第Ⅰ期基本計画の進捗状況、国や県の動向、社会情勢の変化等を踏まえた上で、2020(令和2)年度以降の計画を明示するものです。

## 2 期間

- ◆ 第Ⅱ期基本計画の期間は、2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までとします。

## 3 指標

- ◆ 本計画において、学校、家庭、地域社会と行政が連携・協働して取り組む様々な具体的施策の進捗について、市民に分かりやすく示すため、計画の最終年度である2024(令和6)年度に目指す姿としての指標を設定しています。なお、指標の数値は、「(累積)」と記載している場合を除き、年間の数値です。

※指標等において「小中学校」と表記のある場合は、「義務教育学校」を含みます。  
また、「小学校」とある場合は、義務教育学校の前期課程(第1学年から第6学年)、「中学校」とある場合は、義務教育学校の後期課程(第7学年から第9学年)を含みます。

## 4 点検・評価

- ◆ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、本教育ビジョンに示した具体的施策について年度ごとにその進捗状況を点検・評価し、各施策の展開の仕方について、必要な見直しを図ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔1956(昭和31)年法律第162号〕

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。



## 5 重点施策の体系（構成図）

〈基本方針〉

〈重点施策〉

### 1 生きる力を育む学校教育の充実

- (1) 小中一貫教育の推進
- (2) 確かな学力の定着・向上
- (3) 豊かな心の育成
- (4) 健やかな体の育成
- (5) 社会の変化への対応
- (6) 特別支援教育の充実
- (7) 幼児教育の充実

### 2 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

- (1) 全ての子どもの学びの保障
- (2) 時代の変化に対応した教育環境の整備
- (3) 教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進
- (4) 地域とともにある学校づくりの推進

### 3 社会教育の推進と生涯学習の振興

- (1) 生涯学習支援体制の充実
- (2) 学習機会や学習内容の充実
- (3) 地域活動の充実
- (4) 地域における子どもの健全育成

### 4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

- (1) 美術の振興と発信
- (2) 文化財の保護・保存・活用

### 5 スポーツの振興

\*2017(平成29)年度よりスポーツ振興に関する事務を市長部局に移管したため、「基本方針5 スポーツの振興」における施策については、「大分市スポーツ推進計画」にて掲載しています。

### 6 人権を尊重する社会づくりの推進

- (1) 学校教育における人権・同和教育の推進
- (2) 社会教育における人権・同和教育の推進
- (3) 人権啓発の推進

## 6 施策の展開

### 基本方針1 ▶ 生きる力を育む学校教育の充実

教育は人格の完成を目指して行われるものであり、子どもたち一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、将来にわたって幸福でよりよい人生を送ることができるようにすることが大切です。

近年、人口構造の変化、グローバル化の一層の進展、人工知能（AI）をはじめとする技術革新等、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の新たな創り手となることが求められています。

このため、人格形成の基礎を培う幼児期の教育においては、質の高い教育・保育を総合的に提供することが重要です。また、小中学校においては、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた生きる力を育むことが重要な課題となっています。

さらに、人権尊重を基盤に一人一人の教育的ニーズに応じた教育活動を展開するとともに、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続や義務教育9年間を見通した系統的な教育を行う小中一貫教育の推進が求められています。

### 重点施策(1) ▶ 小中一貫教育の推進

現状  
及び  
課題

現在、義務教育学校の碩田学園をはじめ、大分市小中一貫教育校の賀来小中学校、神崎小中学校やモデル校等における取組の成果を踏まえ、市内全中学校区において、学校、地域の実情に応じた小中一貫教育を推進しています。

これまでの取組を通して、児童生徒の学力の向上や自尊感情の高まりなどに加え、教職員間の協働意識の高まりや小中学校間の系統性を踏まえた授業力の向上など、多くの成果が見られています。

今後とも、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成し、自ら学び、自ら考える力などの生きる力を育む上から、義務教育9年間を見通した系統的な教育を推進することが求められています。

#### 具体的施策① ▶ 学校や地域の実情に応じた小中一貫教育の推進

<p>主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各中学校区における小中一貫教育の全体計画や年間指導計画に基づき、目指す子ども像の共有をはじめ、児童生徒の合同行事や教職員の合同研修など、義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある教育の充実に努めます。</li> <li>○ 全小中学校を対象とした小中一貫教育推進フォーラムを開催し、講演や実践発表等を通して理解を深めます。</li> <li>○ 義務教育学校、小中一貫教育校、モデル校等の公開研究発表会等を通して、小中一貫教育の取組の成果を還元します。</li> </ul>	
<p>指 標</p>	<p>基準値 (2018年度)</p>	<p>2024年度</p>
<p>小中一貫教育に係る公開研究発表会を行った学校(累積)の割合</p>	<p>小学校 33.3% 中学校 40.7%</p>	<p>小学校 80% 中学校 85%</p>

## 重点施策(2) 確かな学力の定着・向上

現状  
及び  
課題

変化の激しい社会の中で生きていくためには、実社会や実生活の中で知識を活用し、自ら課題を発見し、その解決に向けて、他者と協働しながら主体的に取り組む力等が必要です。

児童生徒一人一人の確かな学力の定着・向上に向けて、各種学力調査等の実施を通して、児童生徒の学力や学習状況を継続的に把握・分析する中で、指導方法の工夫改善や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を進めるとともに、習熟度別指導や少人数指導など個に応じた指導の充実や、小学校高学年における教科担任制<sup>※6</sup>の導入など、教員の専門性を生かした指導体制の充実を図ることが求められています。

基本計画  
基本方針1

### 具体的施策① 指導方法の工夫改善

<b>主な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国・県・市主催の学力調査等の実施を通して、児童生徒の学力や学習状況を継続的に把握・分析し、指導方法の工夫改善に努めます。</li> <li>○ 「大分市学力向上ハンドブック」を活用し、授業改善、家庭学習、補充指導など多面的な視点から指導の工夫改善に努めます。</li> <li>○ 小学校6年生及び中学校3年生を対象とした「卒業論文プロジェクト<sup>※7</sup>」の実施を通し、児童生徒の書く力の育成や総合的な学習の時間における探究的な学習の充実に努めます。</li> <li>○ 家庭との連携を図る中、家庭学習の内容や時間等について、各学校で共通理解を図ることにより、各学年の発達段階や児童生徒一人一人の実情に応じた家庭学習の充実に努めます。</li> <li>○ 小学校高学年における教科担任制の導入など、教員の専門性を生かした指導体制の充実に努めます。</li> </ul>	
<b>指 標</b>	<b>基準値 (2018年度)</b>	<b>2024年度</b>
国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合 <sup>☆</sup>	小学校 94.1% 中学校 88.0%	小学校 100% 中学校 100%

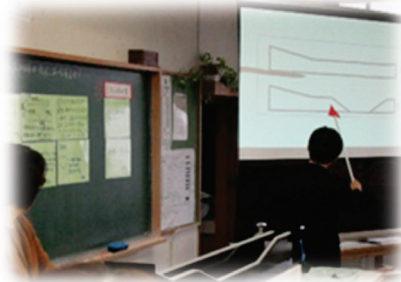
☆全国学力・学習状況調査，大分県学力定着状況調査，大分市標準学力調査による。  
 ☆教科における問題の種別が「知識」「活用」に分かれている場合は、種別ごとに評価を行う。

※6 小学校高学年における教科担任制…学級担任以外の教員が教科等の主指導を行うこと。  
 ※7 卒業論文プロジェクト…児童生徒の社会への興味・関心を高めるとともに、説明、論述等の力を総合的に育成するため、小学校6年生及び中学校3年生の段階で、これまでの各教科等における学習内容や身近な社会事象等の中から追究課題を設定し、情報収集、調査、分析・考察等、探究的な学びの過程を通して「卒業論文」にまとめる学習活動。

具体的施策② 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理職等による日常的な授業観察や互見授業，校内や中学校区における授業研究会，指導主事による学校訪問等を通し，「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に努めます。</li> <li>○ 退職教職員を教科指導マイスター<sup>※8</sup>として学校に派遣し，授業観察後の教科部会において指導・助言を行うなど，教員の授業力の向上に努めます。</li> </ul>	
指 標	基準値（2018年度）	2024年度
授業で，課題の解決に向けて，自分で考え，自分から取り組んだ児童生徒の割合 <sup>☆</sup>	小学校 75.8% 中学校 72.9%	小学校 80% 中学校 80%

☆全国学力・学習状況調査質問紙調査による。（2019年度全国平均値：小学校77.7%，中学校74.8%）  
 ☆小学校6年生，中学校3年生を対象とし，「どちらかといえば当てはまる」を含む。



ICTを活用した授業



グループでの話し合い活動

具体的施策③ 個に応じた指導の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の実情や児童生徒一人一人の学習の実態に応じ，習熟度別指導や少人数指導，個別指導等を柔軟に取り入れるなど，個に応じた指導の充実に努めます。</li> </ul>	
指 標	基準値（2018年度）	2024年度
授業の内容がよく分かる児童生徒の割合 <sup>☆</sup>	小学校 81.5% 中学校 63.8%	小学校 85% 中学校 75%

☆全国学力・学習状況調査質問紙調査による。（2019年度全国平均値：小学校84.9%，中学校77.6%）

☆小学校6年生，中学校3年生を対象とし，「どちらかといえば当てはまる」を含む。なお，基準値は，算数・数学，目標値は，教科別（国語，算数・数学）の割合を平均したもの。

※8 教科指導マイスター …各中学校において，教科指導に関する指導・助言を行う教科指導員。

## 重点施策(3) 豊かな心の育成

現状  
及び  
課題

これからの変化の激しい社会に柔軟に対応するためには、多様な価値観を認めつつ、他者と対話し協働しながら、主体的に判断し、適切に行動できる資質や能力を備えることが重要です。また、情報技術の進展に伴い、読書離れ・活字離れや、日常生活における実体験不足による社会性や対人関係能力の低下等が指摘されています。

こうした状況を受けて、各学校においては、家庭や地域との連携の下、社会生活を送る上で必要な規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情や他者への思いやり、伝統や文化を尊重する態度などを育むとともに、読書活動や多様な体験活動を充実することが求められています。

基本計画  
基本方針1

### 具体的施策① 道徳科を要とした、心に響く魅力ある道徳教育の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるため、道徳科の授業研究や授業公開等を行い、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習など、「深い学び」につなげる多様な指導方法の工夫改善に努めます。</li> <li>○ 道徳科の授業の在り方を示した「大分市道徳指導ハンドブック」を活用する中、計画的に授業研究を実施するなど、道徳授業の充実に努めます。</li> </ul>		
	指 標	基準値 (2018年度)	2024年度
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合*	小学校 83.3% 中学校 82.7%	小学校 90% 中学校 90%	

☆全国学力・学習状況調査質問紙調査による。(2019年度全国平均値：小学校81.2%、中学校74.1%)

☆小学校6年生、中学校3年生を対象とし、「どちらかといえば当てはまる」を含む。

### 具体的施策② 主体的・意欲的な読書活動や多様な体験活動の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校図書館支援員の配置や読書環境の整備・充実に努めるとともに、各学校における読み聞かせや全校一斉読書活動の実施、授業での学校図書館の利活用などを通し、児童生徒の読書活動の推進に努めます。</li> <li>○ 自然体験や社会体験など、豊かな人間性や社会性を育む多様な体験活動の充実に努めます。</li> <li>○ 豊かな創造性や感性を育むため、優れた芸術作品の鑑賞など、文化・芸術活動に触れる機会の提供に努めます。</li> </ul>		
	指 標	基準値 (2018年度)	2024年度
読書が好きな児童生徒の割合*	小学校 78.2% 中学校 66.1%	小学校 81% 中学校 68%	

☆全国学力・学習状況調査質問紙調査による。(2019年度全国平均値：小学校75.0%、中学校68.0%)

☆小学校6年生、中学校3年生を対象とし、「どちらかといえば当てはまる」を含む。



中学生による読み聞かせ



水産業の体験活動

### 具体的施策③ 郷土の歴史・文化・伝統を大切にする教育の充実

主な取組	○ 大友宗麟副読本 <sup>※9</sup> を活用した郷土の歴史学習等を通し、郷土を愛する心の育成に努めます。		
指 標	基準値（2018年度）	2024年度	
地域の行事に参加している児童生徒の割合 <sup>☆</sup>	小学校 67.5% 中学校 45.8%	小学校 72%	中学校 50%

☆全国学力・学習状況調査質問紙調査による。（2019年度全国平均値：小学校68.0%，中学校50.6%）

☆小学校6年生，中学校3年生を対象とし，「どちらかといえば当てはまる」を含む。



大友宗麟副読本を活用した授業

※9 大友宗麟副読本…2013(平成25)年度より市内の小学校6年生に配付し，社会科の授業等で活用している副読本。宗麟の人物像や功績をはじめ，アルメイダやザビエル，府内のまちの様子，西洋音楽や西洋医術の発祥に関する内容なども掲載している。

## 重点施策(4) 健やかな体の育成

現状及び課題

国や県主催の体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、本市の児童生徒の体力、運動能力は確実に向上しています。しかしながら、運動に興味をもち活発に運動する子どもとそうでない子どもに二極化する傾向が見受けられるため、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成するために、運動の楽しさや喜びを味わわせることがなお一層必要です。

また、子どもを取り巻く社会環境の急激な変化に伴い、食生活や生活習慣の乱れなど、子どもの健康課題が多様化、深刻化しています。

これらの課題に対応するためには、児童生徒の心と体の健康状態を的確に把握し、発達の段階に応じた適切な指導を行うことにより、自分の健康を自ら守ることができる知識や実践力を身に付けさせることが重要です。

基本計画  
基本方針1

### 具体的施策① 体力の向上と健康の保持増進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門的知識をもった運動指導者の派遣により、体育・保健体育の授業における指導力を向上し、児童生徒の体力の向上を図ります。</li> <li>○ 体力・運動能力、運動習慣等調査から、児童生徒の体力の状況や生活習慣等を分析し、学校の教育活動全体を通じた体育・健康に関する指導の一層の充実を図ります。</li> </ul>		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合 <sup>☆</sup>	小学校 85.5% 中学校 88.8%	小学校 88% 中学校 91%	

☆総合評価は、体力合計点の高いほうからA, B, C, D, Eの5段階で評価したもの。(下表参照)  
 ☆全国体力・運動能力、運動習慣等調査による。(2018年度全国平均値：小学校74.4%、中学校80.4%)

- 新体力テストにおける総合評価基準  
 (総合評価の求め方) 8種目のテスト項目の成績を年齢及び性別ごとに区分した種目別得点表に当てはめ、1点から10点の10段階で点数化する。次にそれらの8項目の合計点を年齢別の総合評価基準表に当てはめ、AからEの5段階で総合評価するもの。

段階	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳
A	39以上	47以上	53以上	59以上	65以上	71以上	51以上	57以上	60以上	61以上
B	33～38	41～46	46～52	52～58	58～64	63～70	41～50	47～56	51～59	52～60
C	27～32	34～40	39～45	45～51	50～57	55～62	32～40	37～46	41～50	41～51
D	22～26	27～33	32～38	38～44	42～49	46～54	22～31	27～36	31～40	31～40
E	21以下	26以下	31以下	37以下	41以下	45以下	21以下	26以下	30以下	30以下



運動指導者の派遣による授業(陸上運動系)

### 具体的施策② 学校の教育活動全体を通じた体系的な健康教育の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭との連携の下、望ましい生活習慣の形成を目指した指導の充実を図り、生活習慣病の予防を推進します。</li> <li>○ 児童生徒の発達の段階に応じて、年間指導計画に基づき、性に関する指導を学校の教育活動全体を通じて計画的に実施します。</li> <li>○ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用の有害性・危険性についての理解を深めます。</li> <li>○ がんについて正しく理解し、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようがん教育の推進に努めます。</li> </ul>	
指 標	基準値（2018年度）	2024年度
自分の体や健康に関心をもつ児童生徒の割合☆	小学校 74.6% 中学校 62.9%	小学校 79% 中学校 70%

☆小学校5年生，中学校2年生を対象。

### 具体的施策③ 歯と口の健康づくりの推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来にわたって健康的な歯と口腔を維持するために、学校歯科医、教職員、保護者が協力し、歯みがき指導・食に関する指導・フッ化物洗口※10を実施し、児童生徒のむし歯本数の減少を図ります。</li> </ul>	
指 標	基準値（2018年度）	2024年度
12歳のむし歯本数（1人当たり）☆	1.1本	0.7本

☆学校保健統計調査による。（2018年度全国平均値：0.74本）

### 具体的施策④ 食に関する指導の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食に関する指導を計画的に実施するとともに、保護者に対し、様々な機会を通じて、偏った栄養摂取による心身への影響や食の重要性を周知するなど、学校と家庭の両面から取り組み、望ましい食習慣の形成を図ります。</li> </ul>	
指 標	基準値（2018年度）	2024年度
食事における栄養バランスについて理解している児童生徒の割合☆	小学校 67.5% 中学校 69.0%	小学校 74% 中学校 75%

☆小学校5年生，中学校2年生を対象。

※10 フッ化物洗口…フッ化物を水に溶かした洗口液で、週に1回、30秒から1分間、ブクブクうがいを行うこと。4歳から14歳の期間に継続的に実施することで、生涯にわたるむし歯予防の効果が認められる。



## 重点施策 (5) 社会の変化への対応

現状  
及び  
課題

グローバル化の一層の進展が予想される中、新学習指導要領の全面実施を踏まえ、英語教育に係る授業改善の推進が求められるとともに、外国語指導助手（ALT）の活用等による児童生徒のコミュニケーション能力の更なる向上が期待されています。

また、急速に進展する情報社会を主体的に生きていく力を身に付けるため、ICT<sup>※11</sup>の日常的・効果的な活用やプログラミング的思考<sup>※12</sup>、情報モラル<sup>※13</sup>の育成等を通じた情報活用能力<sup>※14</sup>を育むことが求められています。

加えて、子どもたちが将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現することができるよう、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力をはじめ、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う資質・能力、消費生活及び金融に関する基本的な知識を習得し、適切な意思決定や消費行動に結び付けることができる資質・能力、環境の保全やよりよい環境づくりのために主体的に行動する実践的な態度及び資質・能力を育むことが求められています。

基本計画  
基本方針1

### 具体的施策① グローバル人材の育成に向けた教育の推進

<b>主な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国や郷土の歴史、伝統・文化についての理解を深め、これらに誇りと愛情をもつとともに、異文化を理解し、尊重するなど、国際的視野に立って主体的に行動する資質・能力の育成を図ります。</li> <li>○ 「大分市小学校英語教育推進ハンドブック」や「共通指導案例」の活用等により、小学校における英語教育に係る授業改善の推進に努めます。</li> <li>○ 外国語指導助手（ALT）を活用し、外国語活動や外国語科の授業等において児童生徒が異文化やネイティブスピーカーの発音等に触れることにより、関心・意欲を高め、英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。</li> </ul>	
<b>指 標</b>	<b>基準値（2018年度）</b>	<b>2024年度</b>
大分市標準学力調査での英語における「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」の偏差値 <sup>☆</sup>	53.0	54.5

☆中学校1年生を対象。



ALTを活用した授業

※11 ICT…Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。

※12 プログラミング的思考…自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

※13 情報モラル…情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度。

※14 情報活用能力…学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力。

**具体的施策② 情報社会に対応した情報教育の充実**

<b>主な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ICTの日常的な活用を通じ、情報手段の基本的な操作、プログラミング的思考、情報モラル等、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。</li> <li>○ ICTを活用した授業等を全ての教員が自立して行えるよう、習得レベルに応じて学べるコンテンツの整備や効果的な校内研修を実施し、教員のICT活用指導力の向上を図ります。</li> <li>○ ICTを日常的かつ効果的に活用できるよう、学校のICT環境の整備・充実に努めます。</li> </ul>	
<b>指 標</b>	<b>基準値 (2018年度)</b>	<b>2024年度</b>
授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合☆	68.4%	100%

☆学校における教育の情報化の実態等に関する調査による。(2018年度全国平均値：69.7%)



プログラミングに関する学習活動

**具体的施策③ 社会の変化に対応する力の育成**

<b>主な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科等横断的な視点に立ったカリキュラム・マネジメントを実践するなど、現代的な諸課題に関する教育の充実に努めます。</li> <li>○ 地域社会との連携・協力を推進し、望ましい勤労観・職業観を育てる職場見学・職場体験学習等の啓発的経験の場を充実するとともに、キャリア教育コーディネーター等を活用し、職業講話を実施するなど、地域や学校の実態に即した組織的・系統的なキャリア教育の推進に努めます。</li> <li>○ 社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う資質・能力を育成する主権者教育の充実に努めます。</li> <li>○ 消費生活及び金融に関する基本的な知識を習得するとともに、生活に必要な情報を取捨選択し、適切な意思決定や消費行動に結び付けることができる資質・能力を育成する消費者教育の充実に努めます。</li> <li>○ 環境の保全やよりよい環境づくりのために主体的に行動する実践的な態度や資質・能力を育む環境教育の充実に努めるなど、持続可能な社会づくりに関わる学習活動の充実に努めます。</li> </ul>	
<b>指 標</b>	<b>基準値 (2018年度)</b>	<b>2024年度</b>
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合☆	小学校 85.5% 中学校 74.6%	小学校 90% 中学校 80%

☆全国学力・学習状況調査質問紙調査による。(2019年度全国平均値：小学校83.8%，中学校70.5%)

☆小学校6年生，中学校3年生を対象とし、「どちらかといえば当てはまる」を含む。



職場体験学習

## 重点施策(6) 特別支援教育の充実

### 現状 及び 課題

障がいのある幼児・児童生徒に対して、早期からの相談体制を充実させる中で、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導を行うとともに、合理的配慮<sup>※15</sup>の提供を行いながら必要な支援を行うなど、特別支援教育のさらなる充実が求められています。

また、障がいのある幼児・児童生徒一人一人に応じた適切な教育を行えるよう、教育と医療、福祉、労働等の関係機関との連携を強化する中、社会全体の様々な機能を活用し、一貫した教育的支援を行うことが重要です。

今後とも、各学校においては、インクルーシブ教育システム<sup>※16</sup>の理念を踏まえ、全ての教職員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有するとともに、園長・校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制及び一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた指導を一層充実させていく必要があります。

### 具体的施策① 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合理的配慮の必要な幼児・児童生徒への支援を行うため、補助教員を配置するなど、特別支援教育における支援体制の充実に努めます。</li> <li>○ 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実のため、合理的配慮の観点を踏まえた個別の教育支援計画<sup>※17</sup>の作成と効果的な活用に努めます。</li> <li>○ 障がいの状態等に応じ、適切かつ具体的な指導目標や指導内容等を位置付けた個別の指導計画<sup>※18</sup>を作成、実施、改善します。</li> </ul>		
	指 標	基準値 (2018年度)	2024年度
個別の教育支援計画を踏まえた個別の指導計画の作成・見直しができている学校の割合	87.5%	100%	

### 具体的施策② 教職員の専門的かつ実践的な指導力の向上

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別な支援が必要な全ての幼児・児童生徒について理解を深める教育を推進するとともに、一人一人のニーズに応じた適切な教育的支援の充実のため研修を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に努めます。</li> </ul>		
	指 標	基準値 (2018年度)	2024年度
特別支援教育に関する教職員研修の受講率 <sup>☆</sup>	91.7%	100%	

☆年2回以上受講した教職員の割合。

※15 合理的配慮…一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、教育内容や方法、支援体制や施設・設備について、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

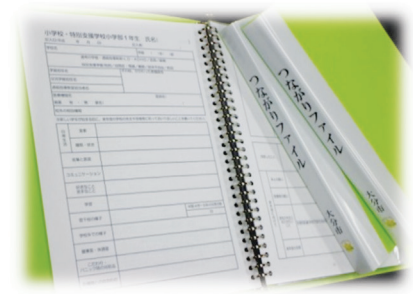
※16 インクルーシブ教育システム…障がい者が積極的に参加・貢献できる共生社会の実現のために、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。

※17 個別の教育支援計画…長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画。

※18 個別の指導計画…教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うために、「個別の教育支援計画」に示された長期的な支援の方針を踏まえ、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画。

**具体的施策③** 就学相談等，障がいのある幼児・児童生徒への早期からの相談支援体制の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がいのある幼児とその保護者等に対して，計画的に巡回教育相談<sup>※19</sup>を行い，就学までの手続きや家庭での接し方等の相談に応じるなど，就学前の相談体制の充実に努めます。</li> <li>○ 大分市相談支援ファイル「つながり」<sup>※20</sup>を特別な支援を必要とする幼児・児童生徒の保護者に配付し，支援に必要な情報を幼児期から小中学校等へ円滑に引き継ぎ，個に応じた適切な支援の充実に努めます。</li> </ul>		
指 標	基準値（2018年度）	2024年度	
大分市相談支援ファイル「つながり」の配付数（累積）	2,121冊	4,500冊	



大分市相談支援ファイル「つながり」

※19 巡回教育相談…障がいのある就学前の子どもの保護者や関係者等に対して行う，障がいの状態及び発達の段階，特性等に応じた支援の在り方，就学に係る手続き等についての教育相談（7月～8月実施）。

※20 大分市相談支援ファイル「つながり」…医療，保健，福祉，教育，労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有し，連携して相談・支援を行うために，特別な支援や配慮を必要とする幼児・児童生徒の情報を整理したファイル。

## 重点施策(7) 幼児教育の充実

### 現状 及び 課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うことから、教育・保育の質の向上を図るとともに、小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の充実や地域における子育て支援の充実を図るなど、幼児の生きる力の基礎を育むことが求められています。

こうした中、幼児教育のさらなる充実に向けて、市立幼稚園と保育所の一体化を図り、将来的に市立の認定こども園の整備を進め、地区公民館区域における拠点施設として担う役割を効果的に果たすことが期待されています。

### 具体的施策① 教育・保育の質の向上

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児の生きる力の基礎を育むため、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえ、本市の乳幼児の育成に向けた取組の基本となる指針「大分市幼児教育・保育カリキュラム<sup>※21</sup>」を策定し、各幼児教育・保育施設に活用を促すなど、教育・保育の質の向上に努めます。</li> <li>○ 市立幼稚園の教職員をはじめ、全ての幼児教育・保育施設の職員の資質及び専門性の向上を図るため、幼児教育・保育施設の合同研修の充実に努めます。</li> <li>○ 市立の幼児教育・保育施設において、教育・保育を取り巻く諸課題やニーズに対する実践・研究を行い、その成果や課題について他の幼児教育・保育施設と情報共有を図ります。</li> </ul>		
	指 標	基準値 (2018年度)	2024年度
資質及び専門性の向上が図られている幼児教育・保育施設の割合 <sup>☆</sup>	72%	100%	

☆園外研修等への参加、研修内容の還元、園内研修の充実の観点による施設長の評価。



保育の様子(虫のお家作り)

※21 大分市幼児教育・保育カリキュラム…乳幼児期の子ども一人一人の望ましい発達を促す教育・保育の充実を図るため、本市の乳幼児の育成に向けた取組の基本となる指針。

具体的施策② 幼保小連携の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼児と児童の交流活動の推進、教員や保育士等との交流と合同研修の推進など、発達や学びの連続性を踏まえた幼保小連携を推進します。</li> <li>○ 幼児や保護者が小学校就学へ期待がもてるよう、教職員と保護者、幼児と児童の保護者同士の情報共有・意見交換等の機会を確保するよう努めます。</li> </ul>	
指 標	基準値（2018年度）	2024年度
校区幼保小連携推進協議会を年2回以上実施している校区☆の割合	85%	100%

☆校区…幼保小連携推進協議会における校区。



校区幼保小連携推進協議会



幼児と児童の交流活動

具体的施策③ 地域における子育て支援の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児やその保護者が気軽に遊び、ふれあう場として施設の開放に努めるとともに、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携を図りながら子育てに関する相談や講座・講演会を開催するなど、地域の幼児やその保護者を対象とした子育て支援活動の充実に努めます。</li> <li>○ 地域における子育て支援の拠点施設としての役割を果たすため、多様化する子育てニーズに応じて、市立の幼児教育・保育施設がコーディネーターとしての役割を担い、各幼児教育・保育施設間や関係機関との連携の強化を図ります。</li> </ul>	
指 標	基準値（2018年度）	2024年度
地域人材や専門家等を活用し、子育て相談・講演等を実施した市立幼稚園の割合	62%	100%



地域における子育て支援事業

## 基本方針2 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

学校教育に対するニーズの変化や教育現場が抱える様々な課題の複雑化・多様化により、学校に求められる役割が増す中、より豊かな教育環境を創造することが重要となっています。

そのため、子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、支援の充実を図るとともに、安全対策の充実をはじめ、時代の変化に対応した教育環境を整備し、質の高い学びの場を提供することが必要となっています。

また、いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題への対応の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会が目標や課題を共有し、一体となって取り組むなど、地域とともにある学校づくりを推進することが必要です。

さらに、教職員の働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、業務改善や支援体制の充実を図るなど、学校における働き方改革を推進することが重要です。

### 重点施策(1) 全ての子どもたちの学びの保障

基本計画  
基本方針2

現状  
及び  
課題

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。また、いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題への対応をはじめ、日本語指導や医療的ケア<sup>※22</sup>を必要とする子どもに対する支援の充実が求められています。

このため、経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援や奨学金制度の充実を図るとともに、複雑かつ多様な課題に適切に対応することができるよう、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用するなど、支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

#### 具体的施策① 就学援助制度及び奨学金制度の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を踏まえ、就学援助制度の充実及び周知により、経済的理由により修学困難な児童生徒に対するきめ細かな支援に努めます。</li> <li>○ 貸与型奨学金制度及び給付型奨学金制度の充実を図るとともに、奨学資金制度の周知に努めます。</li> </ul>		
	指 標	基準値 (2018年度)	2024年度
	未来自分創造資金 <sup>※23</sup> の利用人数 (累積)	103人	370人

※22 医療的ケア…一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。

※23 未来自分創造資金…保護者が大分市内に住所を有し、高等学校等進学予定の者で、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により学資の支弁が困難な者を対象とした給付型の奨学金。

**具体的施策② 特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援の充実**

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒一人一人の実態に応じ、日本語指導が必要な外国籍児童生徒及び日本国籍の児童生徒に対し、講師を派遣し、日本語能力の向上に努めるとともに、保護者に対し就学指導及び進路指導等において、通訳を派遣するなど、支援体制の充実を図ります。</li> <li>○ 学校内において、日常的に医療的ケアが必要な子どもが在籍する学校に看護師を派遣し、医療的ケアを実施することにより、子どもの安全な学校生活及び教育活動の確保並びに保護者の負担軽減等、合理的配慮を図り、教育機会の保障に努めます。</li> </ul>		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
日本語能力が向上し、支障なく授業を受けられるようになった児童生徒の割合	77.8%	90%	

**具体的施策③ いじめの未然防止、早期発見・早期対応**

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校いじめ防止対策委員会を中核として、実効的・組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図ります。</li> <li>○ 学級集団検査等を活用した多面的・多角的な児童生徒理解によるいじめの未然防止に努めます。</li> </ul>		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
いじめの解消率 <sup>※24</sup>	小学校 74.4% 中学校 79.0%	小学校 78% 中学校 82%	

☆児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査による。(2018年度全国平均値：小学校 84.7%，中学校 82.9%)

**具体的施策④ 不登校対策等の充実**

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「大分っ子不登校対応マニュアル」を活用した未然防止、初期対応等の実効的な取組を推進するとともに、不登校の理由に応じた働きかけや関わりを行い、社会的自立に向け、個々の状況に応じた適切な支援に努めます。</li> <li>○ 各学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒や保護者からの相談体制の充実を図ります。</li> <li>○ 関係機関等との連携を図り、児童虐待等の生徒指導上の課題への対応の充実を図ります。</li> <li>○ 学級集団検査等を活用した多面的・多角的な児童生徒理解による不登校の未然防止に努めます。</li> </ul>		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
不登校児童生徒 <sup>※25</sup> の出現率 <sup>☆</sup>	小学校 0.9% 中学校 5.2%	小学校 0.7% 中学校 3.6%	

☆児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査による。(2018年度全国平均値：小学校 0.7%，中学校 3.6%)

※24 いじめの解消率…いじめの認知件数に対して解消している件数の割合。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。  
 ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。  
 ②被害児童生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。

※25 不登校児童生徒…何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。



## 重点施策(2) 時代の変化に対応した教育環境の整備

現状  
及び  
課題

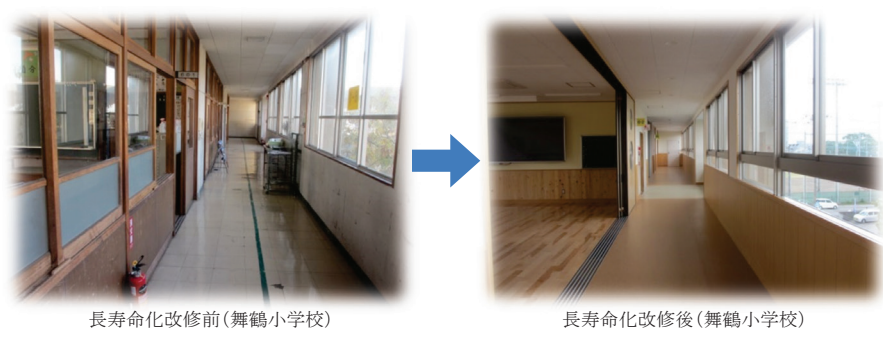
教育現場が抱える様々な課題の複雑化・多様化に対応するため、望ましい機能を的確に把握し、より豊かな教育環境を創造することが求められています。また、近年、自然災害や子どもへの犯罪が多発する中、学校内外における安全対策が求められています。

このため、学校施設の老朽化対策や長寿命化改修等において、バリアフリー化、省エネルギー化、防災機能強化等の視点に立った施設環境の充実など、教育環境の整備・充実を図るとともに、防災体制の充実をはじめ、通学路における児童生徒の安全確保や不審者対策の充実を図る必要があります。

### 具体的施策① 学校施設の長寿命化改修等による教育環境の整備・充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「教育施設整備保全計画」に基づき、学校施設の計画的かつ効果的な長寿命化改修による教育環境整備を進めます。</li> <li>○ 余裕教室<sup>※26</sup>を少人数指導教室や特別活動教室として活用するとともに、学校の実情に応じて、児童育成クラブや防災備蓄倉庫としての活用、地域住民等への開放を進めます。</li> <li>○ 住所地によって定められた指定校に入学することを原則とした通学区域制度を維持しながら、児童生徒や保護者のニーズに対応するため、隣接校選択制<sup>※27</sup>や小規模特認校制度<sup>※28</sup>等の「就学校の変更」や「他市町村からの就学」について弾力的な運用に努めます。</li> <li>○ 過大規模校への対応など、地域の実情に応じた教育環境の整備・充実に努めます。</li> </ul>	
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度
小中学校の長寿命化改修棟数 (累積)	校 舎 0棟 体育館 1棟	校 舎 12棟 体育館 10棟

基本計画  
基本方針2



長寿命化改修前(舞鶴小学校)

長寿命化改修後(舞鶴小学校)

※26 余裕教室…将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室。  
 ※27 隣接校選択制…児童生徒、保護者が、通学の安全性や通学距離、学校の特色等を考慮し、自ら就学する学校を選択できる機会を確保する制度。ただし、申請可能な学校は、住所地によって定められた指定校に隣接する学校。  
 ※28 小規模特認校制度…自然環境に恵まれる小規模校で、心身の健やかな成長を図り、体力づくりを目指すとともに、自然に触れる中で、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する保護者・児童生徒に一定の条件を付し、特別に入学・転学を認める制度。

### 具体的施策② 快適な学校生活に向けた環境整備

主な取組	○ 計画的にトイレの洋式化を進め、快適な学校生活に向けた環境整備に努めるとともに、学校施設の防災機能の向上を図ります。		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
小中学校のトイレ洋式化率	48.9%	60%	

### 具体的施策③ 機能的な学習環境の整備・充実

主な取組	○ 老朽化した机や椅子の更新をはじめ、小学校の普通教室に可動式黒板を整備するなど、学習環境の充実に努めます。 ○ 空調機を効果的に活用し、快適な学習環境の提供に努めます。		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
小学校普通教室への可動式黒板の整備率	74.5%	100%	

### 具体的施策④ 学校内外における安全対策の充実

主な取組	○ こどもの安全見守りボランティア等との連携による登下校の見守り活動の強化を図るとともに、大分市通学路の交通安全対策連絡会議を活用し、通学路における児童生徒の安全確保に向けた対策に努めます。 ○ 防犯カメラや公用携帯電話を活用し、学校における不審者対策等の充実に努めます。 ○ 自然災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解させるなど、防災教育の充実に努めるとともに、学校や地域の実情に応じ、火災や地震、津波等の災害発生を想定した避難訓練等を通して、自らの危険を予測し、回避する能力等の育成に努めます。		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
こどもの安全見守りボランティアの登録者数	31,060人	32,000人	

## 重点施策(3) 教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進

現状  
及び  
課題

近年、学校教育に対するニーズの変化や教育現場が抱える様々な課題の複雑化・多様化により、学校に求められる役割が増す中、教職員には、複雑化する教育課題に適切に対処するための資質能力の向上が求められています。

一方で、教職員の大量退職・大量採用による年齢構成や経験年数の不均衡への対応や、教職員の多忙化を解消し、自らの能力を十分に発揮できる環境整備が課題となっています。

こうした状況を受け、教職員自らが探究力をもち、一人一人の自発的・主体的な研修意欲に基づいた研修の奨励や、大学をはじめとする関係諸機関と連携した研修の充実を図るとともに、これまでの教育実践の蓄積を若手教職員にも確実に引き継ぐなど、教職員の資質能力の向上に向けた取組を進めることが重要です。加えて、教職員の働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、業務改善や支援体制の充実を図るなど、学校における働き方改革を推進する必要があります。

### 具体的施策① 教育諸情報の収集・発信等教育センター機能の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種調査・研究及び教育諸情報の収集・発信等の教育センター機能の充実に努めます。</li> <li>○ ポータルサイト（T-LABO<sup>※29</sup>）において、本市の教職員の優れた実践、子どものつまずきを解消する指導のポイント等の内容とする動画等を配信します。</li> </ul>		
	指 標	基準値（2018年度）	2024年度
T-LABOのアクセス数	16,000件	24,000件	

### 具体的施策② 教職員研修の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員としての高い使命感や倫理観とともに、複雑かつ多様な教育課題に適切に対応できる高い専門性と実践的な指導力等を身に付けた教職員を育成するため、教職経験や職務内容等に応じた研修の充実に努めます。</li> <li>○ 教職員研修や学校の教育活動への支援等において、大学との連携を推進し、教職員の養成や研修の各段階を通じて、キャリアステージで求められる資質能力の向上に努めます。</li> </ul>		
	指 標	基準値（2018年度）	2024年度
研修した内容がその後の指導に活用できたと答えた教職員の割合	75.2%	85%	



教職員研修(初任者研修)

※29 T-LABO…大分市教育センターホームページ内の本市教職員が学び合う専用コンテンツ。「Teachers' Laboratory」の略。

**具体的施策③** 教職員一人一人の自発的・主体的な研修意欲に基づいた研修環境の充実

主な取組	○ 教職員のニーズに応じて、学級経営，教科指導，特別支援教育，教育相談等について学び合う自主参加型の放課後講座を実施します。		
指 標	基準値（2018年度）	2024年度	
放課後講座の受講者数	667人	720人	

**具体的施策④** 学校における働き方改革の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員出退勤管理システムの活用による適正な勤務時間管理により，勤務時間の把握及び分析を行い，必要な支援の充実に努めます。</li> <li>○ 全市一斉定時退勤日，学校閉庁日の設定，勤務時間外の電話対応の見直し，教職員研修の見直し，調査・依頼事項の削減等により，長時間勤務の是正に向けた業務改善を進めます。</li> <li>○ スクールサポートスタッフ<sup>※30</sup>や部活動指導員の活用等による業務支援体制の充実に努めます。</li> <li>○ 教職員の校務における負担を軽減するため，校務支援システムの効果的な活用に努めます。</li> <li>○ 給食費の公会計化の導入をはじめ，学校徴収金の徴収・管理の効率化を進めます。</li> </ul>		
指 標	基準値（2018年度）	2024年度	
1月当たりの超過勤務時間が2～6か月平均で80時間を超える教職員の割合 <sup>☆</sup>	5.8% (2018.12～2019.11の実績)	0%	

☆文部科学省における「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ策定した「大分市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に基づき，超過勤務時間の削減に努める中で，いわゆる「過労死ライン」（月当たり超過勤務時間80時間相当）の超過勤務時間については，早急に改善を図る必要があるため，本指標を設定するもの。

※30 スクールサポートスタッフ…教職員の事務負担の軽減を図るため，授業準備等の事務作業を支援する職員。

## 重点施策（4） 地域とともにある学校づくりの推進

現状  
及び  
課題

新学習指導要領では、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指しており、その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

また、学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、これからの学校は「地域に開かれた学校」から一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。

こうしたことから、学校運営協議会制度<sup>※31</sup>等を活用する中で、地域の声を学校運営に生かし、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことが必要です。

### 具体的施策① 創意工夫を生かした特色ある教育活動の展開

<b>主な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校や地域の実情を踏まえた特色ある教育課程の編成、実施に努めます。</li> <li>○ 学校が保護者や地域住民等と目標を共有する中、学校運営の組織的・継続的な改善を目指し、「大分市の学校評価システム<sup>※32</sup>」に基づき、学校関係者評価<sup>※33</sup>等を活用し、PDCAサイクルが機能した学校評価の充実に努めます。</li> </ul>	
<b>指 標</b>	<b>基準値（2018年度）</b>	<b>2024年度</b>
教育課程の趣旨について、家庭や地域との共有を図る取組を行っている学校の割合 <sup>☆</sup>	小学校 81.8% 中学校 75.8%	小学校 90% 中学校 85%

☆全国学力・学習状況調査質問紙調査（学校）による。（2019年度全国平均値：小学校89.6%，中学校86.4%）  
 ☆「どちらかといえば当てはまる」を含む。

### 具体的施策② 学校運営協議会制度の活用

<b>主な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校運営協議会制度を活用し、保護者や地域住民等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、共に児童生徒の豊かな学びと育ちの創造に努めます。</li> </ul>	
<b>指 標</b>	<b>基準値（2018年度）</b>	<b>2024年度</b>
学校運営協議会の設置校数（累積）	24校	全校

基本計画  
基本方針2

※31 学校運営協議会制度…学校運営の改善の取組をさらに一步進めるものとして、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって、学校の運営に参画することを可能とする制度。校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べることで、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる。

※32 大分市の学校評価システム…地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するため、学校の教育活動や学校運営の状況についてPDCAサイクル（計画（Plan）-実施（Do）-評価（Check）-改善（Action））を活用し、学校の組織的・継続的な改善を図るもの。

※33 学校関係者評価…学校評価の実施手法の一つの形態であり、保護者や地域住民等の学校関係者がその学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うもの。

具体的施策③ 地域人材の活用による多様な学習活動の推進

<p>主な取組</p>	<p>○ 児童生徒の学習意欲の喚起や各教科，総合的な学習の時間などにおける教育活動の充実を図るため，専門的な知識，技能，技術や豊富な経験を有する地域人材の活用を支援し，学校と地域が一体となった多様な学習活動を展開します。</p>		
<p>指 標</p>	<p>基準値（2018年度）</p>	<p>2024年度</p>	
<p>地域人材を外部講師として招聘した授業を行っている学校の割合</p>	<p>小学校 87.3% 中学校 48.3%</p>	<p>小学校 100% 中学校 60%</p>	



地域人材を活用した授業

## 基本方針3 社会教育の推進と生涯学習の振興

近年、人々が生涯にわたって学び、活動することへの期待が高まる中、現代的・社会的課題や地域における様々な課題に対応するため、社会教育が果たす役割はますます大きくなっています。

このような中、地域住民の多種多様な学習活動のニーズに応えるとともに、障がいの有無にかかわらず全ての人が生涯を通じて学び続けることができるよう取組を進めることが重要です。

このため、生涯学習社会の構築に向けて、社会教育関係団体等、多様な主体と連携・協働し、いつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が地域に生かされるよう、生涯学習の支援体制の充実を図る必要があります。

また、地域の子どもたちを健全に育成していくことが重要であることから、子どもの体験活動を通して、豊かな人間性や社会性を育むとともに、地域ぐるみで子どもたちを支援することが求められています。

### 重点施策(1) 生涯学習支援体制の充実

現状  
及び  
課題

生涯学習社会の実現に向け、市民の幅広いニーズに対応できる支援体制の充実が必要とされています。  
 そのためには、社会教育施設の機能を充実させ、市民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが重要です。  
 また、効率的・効果的な生涯学習情報の提供により、利用者の利便性を高めていくことが求められています。

基本計画  
基本方針3

#### 具体的施策① 地区公民館の長寿命化改修

主な取組	○ 「教育施設整備保全計画」に基づき、地区公民館の長寿命化改修を実施し、施設の利便性の向上及び機能充実に努めます。		
	指 標	基準値 (2018年度)	2024年度
	地区公民館の長寿命化改修館数 (累積)	0館	2館

#### 具体的施策② 関崎海星館の施設整備及び機能充実

主な取組	○ 建築後20年以上経過する施設の中規模改修を実施する中で、関崎海星館の特徴を生かした施設・設備面の機能充実に努め、利用促進に努めます。		
	指 標	基準値 (2018年度)	2024年度
	関崎海星館の利用者数	30,389人	40,000人

**具体的施策③ のつはる少年自然の家の施設整備及び機能充実**

主な取組	○ のつはる少年自然の家において、市民の多様なニーズに対応できる活動プログラムの提供をはじめ、施設の改修や機能強化を行うことで利便性を向上させ、利用促進に努めます。		
	指 標	基準値（2018年度）	2024年度
	のつはる少年自然の家の利用者数	21,567人	23,500人



源流探検活動

**具体的施策④ 効率的・効果的な生涯学習情報の提供**

主な取組	○ 社会教育施設の施設内容、教室講座、生涯学習の指導者等に関する情報の拡充・更新を図ることで、「まなびのガイド <sup>※34</sup> 」の充実を図ります。		
	指 標	基準値（2018年度）	2024年度
	生涯学習ポータルサイト「まなびのガイド」のアクセス数	132,265件	150,000件

**具体的施策⑤ 読書活動の支援に向けた環境整備の充実**

主な取組	○ 市民の読書活動を促進するため、読書環境の充実を図るとともに、レファレンス機能 <sup>※35</sup> の強化やボランティア等との連携により、図書館サービスの充実を図ります。 ○ 学校や保育施設、公民館等で、子どもと本をつなぐ活動を行っている人々を支援し、連携を深めることで、子どもの読書活動の推進に努めます。 ○ 保護者を対象とした講座や広報活動において、読書の意義や読み聞かせの重要性について啓発し、家庭内における読書習慣の定着を図ります。		
	指 標	基準値（2018年度）	2024年度
	大分市民図書館等の利用者数	994,056人	1,000,000人

※34 まなびのガイド…市内の生涯学習に関する情報を手軽に収集できるポータルサイト。

※35 レファレンス機能…図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける機能。



## 重点施策(2) 学習機会や学習内容の充実

現状  
及び  
課題

市民があらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる地域社会の構築が必要とされています。

また、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘され、地域全体で家庭教育支援の充実を図っていく必要性が高まっています。

このような中、支え合い、高め合う絆づくり・地域づくりに向けた社会教育の推進が求められています。

### 具体的施策① 様々なニーズに応える学習機会の提供

<b>主な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な理由で十分学べなかった人や、生涯学習として中学校程度の学習内容を学び直したい人に学習機会を提供する「おおいたナイトスクール<sup>※36</sup>」において、学び直しを支援します。</li> <li>○ 組織的・計画的に幅広い学習機会を提供するエスペランサ・コレジオ<sup>※37</sup>において、職業的専門的な知識や技能及びコミュニケーション能力を高め、青少年等の学習活動を支援します。</li> <li>○ 情報学習の支援を行う情報学習センターにおいて、情報リテラシー<sup>※38</sup>及び情報モラルの向上を図るとともに、ICT利用の促進を図り、多様な学習活動の効果的な支援に努めます。</li> <li>○ 陶芸を通じて人とのふれあいや物を作る喜びを体験する河原内陶芸楽習館において、陶芸活動の輪を広げ、活力ある地域づくりを推進します。</li> <li>○ 障がいのある人のニーズに応じた、多様な学習機会の提供に努めます。</li> </ul>	
<b>指 標</b>	<b>基準値 (2018年度)</b>	<b>2024年度</b>
「おおいたナイトスクール」受講者の満足度	85%	90%



おおいたナイトスクール

### 具体的施策② 家庭教育支援事業の推進

<b>主な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多くの保護者が集まる機会を捉え、家庭教育や子育ての在り方等に係る学習や交流の場を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。</li> <li>○ 読み聞かせの意義や方法に関する学習の場を提供する「絵本の広場<sup>※39</sup>」により、親子の絆づくりに努めます。</li> <li>○ 託児ボランティアや読み聞かせボランティアなど、家庭教育を支える人材育成に努めます。</li> </ul>	
<b>指 標</b>	<b>基準値 (2018年度)</b>	<b>2024年度</b>
「絵本の広場」の実施率	85%	100%

※36 おおいたナイトスクール…学齢期を過ぎて、もう一度中学校程度の学習内容を学びたい人を対象にした夜間の講座。

※37 エスペランサ・コレジオ…職業的専門的知識技能の習得及び一般教養の向上に意欲のある青少年等の学習活動の支援を行う社会教育施設。

※38 情報リテラシー…情報機器等を活用して、情報・データを管理、活用する能力。

※39 絵本の広場…1歳6か月児及び3歳児の健康診査時において、良書等の情報を提供するとともに読み聞かせの意義や方法についての学習の場を提供するもの。

基本計画  
基本方針3

## 重点施策 (3) 地域活動の充実

現状  
及び  
課題

地域住民が学習を通じて市民意識を高め、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていくことが必要とされています。

また、地域活動を支える人材の育成や活用を推進するために、関係部局と連携し、「生涯学習の振興」と「市民協働のまちづくりの推進」を一体的に進めることが重要です。

地域活動の充実を図るために、地区公民館が関係機関と連携し、学校、家庭、地域の連携を促進することが求められています。

### 具体的施策① 学校、家庭、地域の連携の促進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区公民館単位で地域の特色に応じた活動を行う「家庭の日推進事業」の取組を通じて、親子の絆や家庭の在り方について学び、「家庭の日」の意義を再確認することで、家庭の教育力の向上を図ります。</li> <li>○ 地区公民館が地域の関係機関・団体と実行委員会を組織し、「体験・楽習・すこやか講座※40」を実施することにより、地域における教育力の向上を図ります。</li> </ul>		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
「家庭の日推進事業」に取り組む地区数	5地区	全13地区	



家庭の日推進事業

### 具体的施策② 地域活動を支える人材の育成や活用

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域で活動するボランティアのスキルアップや、これからボランティアを始める人材を育成することを目的とした教室・講座を地区公民館等で開設し、住民のボランティア意識の高揚や地域の教育力の向上を図ります。</li> <li>○ 大分市生涯学習指導者※41の登録や活用を促進し、市民の学習活動を支援します。</li> </ul>		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
地区公民館におけるボランティア養成講座の実施回数	73回	85回	

※40 体験・楽習・すこやか講座…13地区公民館がそれぞれの地域の関係機関・団体と実行委員会を組織し、連携・協力して地域の特色を生かした内容の講座を実施することにより、地域力の向上を図る事業。

※41 大分市生涯学習指導者…豊かな経験や知識、優れた技能を有するとして地区公民館単位で登録された市民。

## 重点施策(4) 地域における子どもの健全育成

現状  
及び  
課題

核家族の増加や地域とのつながりの希薄化などを背景に、育児不安を抱えながら地域から孤立した子育て家庭が増えていることから、地域の連帯感を育むことが重要です。

このような中、地域ぐるみで子どもたちを支援するため、子どもへの積極的な声かけや見守り等を通じて地域で子どもたちを健全に育成するとともに、社会体験や自然体験を通じた自主・自立活動を支援することが求められています。

### 具体的施策① 地域における子どもの体験活動の充実

主な取組	○ 放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもに様々な体験活動等の機会を定期的かつ継続的に提供する地域団体等の活動を支援することで、地域の教育力の向上を図ります。		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
おおいたふれあい学びの広場推進事業(地域主体型) <sup>※42</sup> の実施回数	729回	800回	

### 具体的施策② 社会教育関係団体との連携強化

主な取組	○ 社会教育関係団体との連携を強化するとともに、青少年の健全育成を図るため、大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会 <sup>※43</sup> の充実を図ります。 ○ 子どもへの自主・自立活動を支援するため、子ども会のリーダーや子ども会活動を支える育成指導者に対する研修の充実を努めます。 ○ 青少年健全育成協議会や大分市青少年補導員等と連携し、子どもへの積極的な声かけや見守り等を通じて地域の連帯感を育みます。		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会の参加者数(累積)	—	2,400人	

基本計画  
基本方針3



大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会

※42 おおいたふれあい学びの広場推進事業(地域主体型)…地域の団体等が実行委員会を組織し、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して子どもに様々な体験活動等の機会を定期的かつ継続的に提供するもの。

※43 大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会…市内の社会教育関係者等が一堂に会し、大分市の社会教育の振興と青少年の健全育成に対する意識の高揚を図る大会。2018(平成30)年度まで「大分市社会教育振興大会」として実施されてきた大会に、青少年の意見発表や、様々な年代が交流できる活動を加え、2019(令和元)年度から大会名を変更した。

## 基本方針4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

文化・芸術は、心豊かな市民生活を実現するとともに、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成する大きな役割を担っています。

近年、文化・芸術を中心にまちづくりを進める都市が増える中、都市のにぎわいづくりや地域経済の活性化など、新たな役割への期待が高まっています。

そのため、優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的な活動の場の創出に努めるとともに、文化・芸術により生み出される様々な価値を幅広い関連分野へ活用する文化・芸術施策の推進が求められています。

また、地域に受け継がれてきた文化財や伝統文化の保存・活用に努め、着実に次世代へ継承し、地域の振興や活性化につなげることが重要となっています。

### 重点施策(1) 美術の振興と発信

現状  
及び  
課題

美術は、人々に感動や生きる喜びを与え、生活にうるおいとやすらぎをもたらす役割を担っています。近年、地域の文化・芸術資源を積極的に活用し、特色に応じた取組を展開することで、地域の活性化を図る、創造都市の実現が求められています。

こうした中、心豊かな市民生活の実現のためには、幅広い世代が大分ゆかりの美術はもとより、国内外の様々な分野の美術を鑑賞できる機会や、気軽に創作活動に参加し作品を発表できる機会の拡大を図ることが重要となっています。

また、美術関連情報を積極的に発信する中、取組の基盤である市美術館・アートプラザの施設機能の充実を図るとともに、大分県立美術館などの関係機関や観光、福祉、国際交流などの様々な分野と連携し、美術を生かした魅力あふれるまちづくりを進める必要があります。

#### 具体的施策① 優れた美術を鑑賞する機会の提供

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市美術館・アートプラザの積極的な利用を促進し、市民の美術に対する興味・関心を高め、利用者数の拡大を図ります。</li> <li>○ 国内外の様々な分野の美術や大分ゆかりの優れた作家の作品を紹介する展覧会の充実に努めます。</li> <li>○ 計画的な施設の営繕を行い、より快適に美術を楽しむことができる環境づくりに努めます。</li> <li>○ 県立美術館との連携や中心市街地におけるアートイベント等の開催により、市民がアートに触れる機会を中心市街地に広げるとともに、美術館への回遊性を高めます。</li> </ul>		
	指 標	基準値 (2018年度)	2024年度
市美術館・アートプラザの利用者数☆	市美術館 380,729人 アートプラザ 170,505人	市美術館 500,000人 アートプラザ 180,000人	

☆利用者数…基準値(2018年度)は、2016(平成28)年度～2018(平成30)年度平均値。  
2024年度は、2020(令和2)年度～2024(令和6)年度平均値。



展覧会〔磯崎新の謎〕展

**具体的施策②** 大分市美術展など教育普及活動の充実及び次代の芸術家の育成

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の美術における創作活動を促進し、発表と鑑賞の機会を提供する大分市美術展の充実を図ります。</li> <li>○ 市民が美術に親しむ多くの機会を提供するため、芸術家や美術館ボランティアの協力による、各種講座・講演会の充実を図るとともに、若手芸術家の能力を活用する展覧会・イベントを実施します。</li> </ul>	
指 標	基準値（2018年度）	2024年度
大分市美術展出品点数	566点	600点



第53回大分市美術展



夏の美術教室(クレヨン描きくらべワークショップ)

**具体的施策③** 美術品の収集・保管，調査研究の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 収集方針に基づき、美術品を計画的に収集し、適正に保存・管理するとともに、収蔵作品についての調査研究を深め、その成果をコレクション展等に生かします。</li> </ul>	
指 標	基準値（2018年度）	2024年度
収蔵作品の解説整備率	70%	100%

**具体的施策④** ホームページや各種広報媒体の活用による情報発信の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市美術館の行う事業について、ホームページやSNS，市報・チラシ，マスコミなど各種広報媒体の活用や多言語化など戦略的な広報を実施し，効果的な情報発信に努めます。</li> </ul>	
指 標	基準値（2018年度）	2024年度
市美術館ホームページのアクセス数	363, 223件	387, 000件

## 重点施策(2) 文化財の保護・保存・活用

現状  
及び  
課題

文化財や伝統文化は、郷土の先人たちが営々として築き上げ、守り育ててきた貴重な文化遺産であり、学術・歴史上価値の高いものについては、保護・保存を行い、次世代へ継承していく必要があります。

こうした中、魅力ある歴史文化遺産については、その活用を図り、地域の振興や活性化につなげることが求められており、特に、大友氏遺跡については、本市の個性と魅力を代表する歴史公園として整備を進め、広く市民が学習・交流を深める場として活用することが期待されています。

また、歴史資料館等においては、市内を中心とした考古、歴史、民俗等に関する資料の収集や、各種展示・講座などの充実に努め、文化財に関する情報を積極的に提供することが求められています。

### 具体的施策① 大友氏遺跡の調査・整備・公開と情報発信の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「史跡大友氏遺跡整備基本計画」に基づき、歴史公園としての整備を進め、庭園部分を公開するなど、大友氏遺跡の適切な保護・管理・活用に努めます。</li> <li>○ 多くの来訪者が郷土の歴史・文化について学べるよう、南蛮BVNGO交流館において、工夫を凝らした展示や映像で大友宗麟や大友氏遺跡を紹介するなど、大友氏遺跡の積極的な情報発信に努めます。</li> </ul>		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
大友氏館跡 (庭園・交流館) への来場者数	8,690人	24,000人	



南蛮BVNGO交流館 外観



南蛮BVNGO交流館 歴史ゾーン

**具体的施策② 文化財の適正な保護と管理**

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化財の指定等を通じて、文化財の価値を損なわないよう修理を行うなど、適切な保護と管理に努めます。</li> <li>○ 府内城宗門櫓、帆足本家酒造蔵、曲石仏、大分元町石仏等の重要な文化財の保存整備に努めます。</li> </ul>		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
市が指定した文化財の件数(累積)	81件	93件	

**具体的施策③ 施設機能の整備・充実と文化財の収集・保管・活用**

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 来館者の利便性の向上や収集資料の適正な保管のため、歴史資料館等の施設機能の整備を図ります。</li> <li>○ 展示・保存・研究の充実を図り、考古、歴史、民俗等に関する資料の収集に努めるとともに、発掘調査現場の公開など、文化財の積極的な活用を図ります。</li> </ul>		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
歴史資料館が収集した資料の件数(累積)	730件	780件	

**具体的施策④ 歴史資料館における情報提供機能の充実**

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テーマ展示や特別展等の充実を図り、指定文化財や資料館収蔵資料を積極的に公開します。</li> <li>○ 歴史資料館等において、体験メニューや講座を充実させるとともに、ホームページや市報・チラシ、マスコミなど各種広報媒体の利用や多言語化など戦略的な広報を実施し、効果的な情報発信に努めます。</li> </ul>		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
歴史資料館の利用者数	43,346人	47,500人	

基本計画  
基本方針4



特別展(「大分の禅」)

具体的施策⑤ 伝統的な芸能や行事の保存・継承

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域で受け継がれてきた伝統的な芸能や行事などについて、指定等を通じ、保存・継承を図ります。</li> <li>○ 地域において守り伝えられてきた伝統行事、民俗芸能、伝統芸能等の継承、再興及び発展を通じ、地域における世代間交流の推進と地域の活性化を図ることを目的に助成金を交付します。</li> <li>○ 伝統芸能の継承者を育成し、地域の活性化に資するため、伝承活動に取り組む指導者を伝承師として認定します。</li> </ul>		
指 標	基準値（2018年度）	2024年度	
おおいた地域伝統文化応援事業助成金交付件数(累積)	89件	137件	



助成により修復された山車

具体的施策⑥ 郷土の歴史や文化を大切に作る心の醸成と人材育成

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大友氏をはじめとする大分の歴史を学び、郷土への愛着と誇りをもつことができるよう、児童生徒を対象とした歴史検定を実施します。</li> <li>○ 史跡大友氏遺跡の来訪者に対しガイドを行い、魅力を発信することができるよう、FUNAIジュニアガイドを養成します。</li> </ul>		
指 標	基準値（2018年度）	2024年度	
ジュニア歴史検定※44を受検した児童生徒数(累積)	283人	1,000人	



ジュニア歴史検定



FUNAIジュニアガイド

※44 ジュニア歴史検定…小中学校の児童生徒を対象とし、大友宗麟や大分の歴史に関する知識・理解の程度を問う検定。



## 基本方針5 ▶ スポーツの振興

スポーツは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、楽しさや喜び等の精神的充足をもたらし、人とのつながりを生み出すなど、心の豊かさを育む文化です。

近年、多くのプロスポーツなどトップアスリートの競技を身近に観戦する機会が増えるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、スポーツに対する関心が一層高まってきています。

こうした中、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多様なニーズに応えるとともに、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、市民のだれもが生涯にわたってスポーツに参画することができるよう、環境を整備していくことが求められています。

2017(平成29)年度よりスポーツ振興に関する事務を市長部局に移管したため、「基本方針5 スポーツの振興」における施策については、「大分市スポーツ推進計画」にて掲載しています。



ラグビー体験



大分国際車いすマラソン大会



おおいたホームタウンスポーツチーム

## 基本方針6 人権を尊重する社会づくりの推進

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る豊かな社会を実現するためには、市民一人一人の人権尊重の精神を育むことが不可欠であり、人権・同和教育の果たす役割はこれまで以上に大きくなっています。

2016(平成28)年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」第5条の具現化を図るため、2018(平成30)年4月に「部落差別の解消の推進に関する基本方針」及び「部落差別の解消のための大分市人権・同和教育基本方針」を策定し、この方針に基づいた教育・啓発のより一層の充実を図っています。

しかしながら、部落差別をはじめあらゆる差別が現在もなお存在し、また、国際化、情報化、高齢化等急激な社会情勢の変化に伴い、人権問題が複雑化・多様化しています。

そのため、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、様々な人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性を育むことが強く求められています。

### 重点施策(1) 学校教育における人権・同和教育の推進

#### 現状 及び 課題

部落差別をはじめあらゆる差別が依然として存在する中、子どもの人権意識の高揚を図り、差別をなくす意欲と実践力を培うことが求められています。

このため、各学校においては、「大分市人権教育・啓発基本計画」及び「部落差別の解消のための大分市人権・同和教育基本方針」を踏まえ、人権・同和教育の全体計画及び年間計画を作成し、教育活動全体を通して人権尊重の視点に立った組織的・計画的な指導に努めることが重要です。

今後とも、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる」という人権尊重の精神を育む教育を一層推進する必要があります。

#### 具体的施策① 部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けた教育の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権に関する知的理解の深化を目指した指導内容・方法の工夫改善を図るとともに、様々な人との交流活動や体験活動を推進し、他の人の立場に立って考える力の育成に努めます。</li> <li>○ 子どもに豊かな人権感覚を育むための教職員研修の充実にも努めます。</li> </ul>		
	指 標	基準値(2018年度)	2024年度
	参加体験型の人権学習 <sup>※45</sup> を受講した児童生徒の割合	72%	100%



高齢者擬体験活動

※45 参加体験型の人権学習…児童生徒が主体的に参加する、交流活動や体験活動などを含んだ人権学習。

## 重点施策(2) 社会教育における人権・同和教育の推進

### 現状 及び 課題

本市では、市民の人権意識の高揚を図るため、公民館などの社会教育施設を中心に、生涯の各期に応じた人権・同和问题学習が展開されています。さらに、市内全域に13の「地区人権教育（尊重）推進協議会<sup>※46</sup>」が整備され、地域の実情に応じた講演会や懇談会の実施、人権標語の募集・掲示などの啓発活動に取り組んでいます。

今後も、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、諸団体との連携を強化し、より多くの市民が主体的に学習できる機会を提供する必要があります。

### 具体的施策① 地区公民館を拠点とした人権・同和问题に関する学習機会の提供

主な取組	○ 地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会との連携を強化し、地域の課題やニーズに応じて学習プログラムを工夫改善するなど、学習講座や地区懇談会 <sup>※47</sup> 等の充実に努めます。		
	指 標	基準値（2018年度）	2024年度
	地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会の地区懇談会等への参加者数	9,437人	11,000人



地区懇談会

※46 地区人権教育（尊重）推進協議会…市内全域を網羅し、地域が主体となって、人権が尊重される住みよい地域づくり、いわゆる「人権のまちづくり」に取り組んでいくことを目的に、13地区公民館ごとに設立された組織。

※47 地区懇談会…近隣の人々が公民館等を集い、人権に関わる問題について少人数で学び合う懇談会。

## 重点施策(3) 人権啓発の推進

現状  
及び  
課題

全ての人の基本的人権が尊重され、様々な文化や多様性を認め合う共生社会を実現することが求められています。

このため、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、行政と市民が一体となって取り組み、「思いやりとやさしさのある地域社会」の実現に努めることが重要です。

今後も、年間を通じて効果的な啓発事業を実施し、人権尊重の理念を市民の日常生活に定着させることで、地域に住む人々の相互理解を深めていく必要があります。

### 具体的施策① 人権啓発活動の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市報への掲載、啓発資料の作成・配布、ポスターや横断幕の掲示等、人権尊重の理念に関する市民の理解を深める啓発活動の充実に努めます。</li> <li>○ 大型商業施設等における啓発活動の充実を図り、地域住民の参加・交流を促進することにより、人権啓発の推進に努めます。</li> </ul>		
指 標	基準値 (2018年度)	2024年度	
「おおいた人権フェスティバル※48」の参加者数☆	4,529人	5,500人	

☆「おおいた人権フェスティバル」のうち、大型商業施設等における啓発活動の参加者数。



おおいた人権フェスティバル

※48 おおいた人権フェスティバル…人権講演会、大型商業施設等での啓発活動、人権作品コンクール等、市民一人一人が互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指し、地域住民の参加・交流を促進する事業。

# 參考資料

---

## 指 標 一 覧

重点施策	具体的 施策№	指 標	基準値 (2018年度)	2024年度
基本方針1 生きる力を育む学校教育の充実				
(1)小中一貫教育の推進	①	小中一貫教育に係る公開研究発表会を行った学校（累積）の割合	小学校 33.3% 中学校 40.7%	小学校 80% 中学校 85%
	②	国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合	小学校 94.1% 中学校 88.0%	小学校 100% 中学校 100%
(2)確かな学力の定着・向上	①	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童生徒の割合	小学校 75.8% 中学校 72.9%	小学校 80% 中学校 80%
	②	授業の内容がよく分かる児童生徒の割合	小学校 81.5% 中学校 63.8%	小学校 85% 中学校 75%
	③	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校 83.3% 中学校 82.7%	小学校 90% 中学校 90%
(3)豊かな心の育成	①	読書が好きな児童生徒の割合	小学校 78.2% 中学校 66.1%	小学校 81% 中学校 68%
	②	地域の行事に参加している児童生徒の割合	小学校 67.5% 中学校 45.8%	小学校 72% 中学校 50%
	③	新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合	小学校 85.5% 中学校 88.8%	小学校 88% 中学校 91%
(4)健やかな体の育成	①	自分の体や健康に関心をもつ児童生徒の割合	小学校 74.6% 中学校 62.9%	小学校 79% 中学校 70%
	②	12歳のむし歯本数（1人当たり）	1.1本	0.7本
	③	食事における栄養バランスについて理解している児童生徒の割合	小学校 67.5% 中学校 69.0%	小学校 74% 中学校 75%
	④	大分市標準学力調査での英語における「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」の偏差値	53.0	54.5
(5)社会の変化への対応	①	授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合	68.4%	100%
	②	将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	小学校 85.5% 中学校 74.6%	小学校 90% 中学校 80%
	③	個別の教育支援計画を踏まえた個別の指導計画の作成・見直しができている学校の割合	87.5%	100%
(6)特別支援教育の充実	①	特別支援教育に関する教職員研修の受講率	91.7%	100%
	②	大分市相談支援ファイル「つながり」の配付数（累積）	2,121冊	4,500冊
	③	資質及び専門性の向上が図られている幼児教育・保育施設の割合	72%	100%
(7)幼児教育の充実	①	校区幼保小連携推進協議会を年2回以上実施している校区の割合	85%	100%
	②	地域人材や専門家等を活用し、子育て相談・講演等を実施した市立幼稚園の割合	62%	100%
	③	未来自分創造資金の利用人数（累積）	103人	370人
(1)全ての子どもの学びの保障	①	日本語能力が向上し、支障なく授業を受けられるようになった児童生徒の割合	77.8%	90%
	②	いじめの解消率	小学校 74.4% 中学校 79.0%	小学校 78% 中学校 82%
	③	不登校児童生徒の出現率	小学校 0.9% 中学校 5.2%	小学校 0.7% 中学校 3.6%
	④	小中学校の長寿命化改修棟数（累積）	校舎 0棟 体育館 1棟	校舎 12棟 体育館 10棟
(2)時代の変化に対応した教育環境の整備	①	小中学校のトイレ洋式化率	48.9%	60%
	②	小学校普通教室への可動式黒板の整備率	74.5%	100%
	③	こどもの安全見守りボランティアの登録者数	31,060人	32,000人
	④	T-LABOのアクセス数	16,000件	24,000件
(3)教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進	①	研修した内容がその後の指導に活用できたと答えた教職員の割合	75.2%	85%
	②	放課後講座の受講者数	667人	720人
	③	1月当たりの超過勤務時間が2～6か月平均で80時間を超える教職員の割合	5.8%	0%
	④	教育課程の趣旨について、家庭や地域との共有を図る取組を行っている学校の割合	小学校 81.8% 中学校 75.8%	小学校 90% 中学校 85%
(4)地域とともにある学校づくりの推進	①	学校運営協議会の設置校数（累積）	24校	全校
	②	地域人材を外部講師として招聘した授業を行っている学校の割合	小学校 87.3% 中学校 48.3%	小学校 100% 中学校 60%
	③			

重点施策	具体的 施策No	指 標	基準値 (2018年度)	2024年度
基本方針3 社会教育の推進と生涯学習の振興				
(1)生涯学習支援体制の充実	①	地区公民館の長寿命化改修館数（累積）	0館	2館
	②	関崎海星館の利用者数	30,389人	40,000人
	③	のつはる少年自然の家の利用者数	21,567人	23,500人
	④	生涯学習ポータルサイト「まなびのガイド」のアクセス数	132,265件	150,000件
	⑤	大分市民図書館等の利用者数	994,056人	1,000,000人
(2)学習機会や学習内容の充実	①	「おおいたナイトスクール」受講者の満足度	85%	90%
	②	「絵本の広場」の実施率	85%	100%
(3)地域活動の充実	①	「家庭の日推進事業」に取り組む地区数	5地区	全13地区
	②	地区公民館におけるボランティア養成講座の実施回数	73回	85回
(4)地域における子どもの健全育成	①	おおいたふれあい学びの広場推進事業（地域主体型）の実施回数	729回	800回
	②	大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会の参加者数（累積）	—	2,400人
基本方針4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信				
(1)美術の振興と発信	①	市美術館・アートプラザの利用者数	市美術館 380,729人 アートプラザ 170,505人	市美術館 500,000人 アートプラザ 180,000人
	②	大分市美術展出品点数	566点	600点
	③	収蔵作品の解説整備率	70%	100%
	④	市美術館ホームページのアクセス数	363,223件	387,000件
(2)文化財の保護・保存・活用	①	大友氏館跡（庭園・交流館）への来場者数	8,690人	24,000人
	②	市が指定した文化財の件数（累積）	81件	93件
	③	歴史資料館が収集した資料の件数（累積）	730件	780件
	④	歴史資料館の利用者数	43,346人	47,500人
	⑤	おおいた地域伝統文化応援事業助成金交付件数(累積)	89件	137件
	⑥	ジュニア歴史検定を受検した児童生徒数（累積）	283人	1,000人
基本方針6 人権を尊重する社会づくりの推進				
(1)学校教育における人権・同和教育の推進	①	参加体験型の人権学習を受講した児童生徒の割合	72%	100%
(2)社会教育における人権・同和教育の推進	①	地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会の地区懇談会等への参加者数	9,437人	11,000人
(3)人権啓発の推進	①	「おおいた人権フェスティバル」の参加者数	4,529人	5,500人

※指標の数値は、「（累積）」と記載している場合を除き、年間の数値です。

## 用語解説

※ 五十音順

読み	用語	解説	掲載ページ
ア	I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。	17
イ	E S D	持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の略。環境，貧困，人権，平和，開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題としてとらえ，身近なところから取り組むことにより，それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと，そして，それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。	2
	いじめの解消率	いじめの認知件数に対して解消している件数の割合。 いじめが解消している状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。 ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が，少なくとも3か月継続していること。 ②被害児童生徒がいじめの行為により，心身の苦痛を感じていないと認められること。	24
	医療的ケア	一般的に学校や在宅等で日常的に行われている，たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。	23
	インクルーシブ教育システム	障がい者が積極的に参加・貢献できる共生社会の実現のために，障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。	19
エ	S N S	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。ネット上で共同体を構築できるサービス。参加者は，プロフィールや趣味を公開し，日記の掲載，情報交換等を行うもの。	2
	エスペランサ・コレジオ	職業的専門的知識技能の習得及び一般教養の向上に意欲のある青少年等の学習活動の支援を行う社会教育施設。	33
	絵本の広場	1歳6か月児及び3歳児の健康診査時において，良書等の情報を提供するとともに読み聞かせの意義や方法についての学習の場を提供するもの。	33
オ	大分市生涯学習指導者	豊かな経験や知識，優れた技能を有するとして地区公民館単位で登録された市民。	34
	大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会	市内の社会教育関係者等が一堂に会し，大分市の社会教育の振興と青少年の健全育成に対する意識の高揚を図る大会。2018(平成30)年度まで「大分市社会教育振興大会」として実施されてきた大会に，青少年の意見発表や，様々な年代が交流できる活動を加え，2019(令和元)年度から大会名を変更した。	35



読み	用語	解説	掲載ページ
オ	大分市相談支援ファイル「つながり」	医療，保健，福祉，教育，労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有し，連携して相談・支援を行うために，特別な支援や配慮を必要とする幼児・児童生徒の情報を整理したファイル。	20
	大分市の学校評価システム	地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するため，学校の教育活動や学校運営の状況についてP D C Aサイクル（計画（Plan）-実施（Do）-評価（Check）-改善（Action））を活用し，学校の組織的・継続的な改善を図るもの。	29
	大分市幼児教育・保育カリキュラム	乳幼児期の子ども一人一人の望ましい発達を促す教育・保育の充実を図るため，本市の乳幼児の育成に向けた取組の基本となる指針。	21
	おおいた人権フェスティバル	人権講演会，大型商業施設等での啓発活動，人権作品コンクール等，市民一人一人が互いに人権を尊重し合い，共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指し，地域住民の参加・交流を促進する事業。	44
	おおいたナイトスクール	学齢期を過ぎて，もう一度中学校程度の学習内容を学びたい人を対象にした夜間の講座。	33
	おおいたふれあい学びの広場推進事業（地域主体型）	地域の団体等が実行委員会を組織し，放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して子どもに様々な体験活動等の機会を定期的かつ継続的に提供するもの。	35
	大友宗麟副読本	2013(平成25)年度より市内の小学校6年生に配付し，社会科の授業等で活用している副読本。宗麟の人物像や功績をはじめ，アルメイダやザビエル，府内のまちの様子，西洋音楽や西洋医術の発祥に関する内容なども掲載している。	14
カ	学校運営協議会制度	学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして，保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって，学校の運営に参画することを可能とする制度。校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや，学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べることで，教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる。	29
	学校関係者評価	学校評価の実施手法の一つの形態であり，保護者や地域住民等の学校関係者がその学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて，自己評価の結果について評価することを基本として行うもの。	29
	カリキュラム・マネジメント	学校教育に関わる様々な取組を，教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し，教育活動の質の向上につなげていくこと。	4
キ	教科指導マイスター	各中学校において，教科指導に関する指導・助言を行う教科指導員。	12

読み	用語	解説	掲載ページ
コ	合理的配慮	一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、教育内容や方法、支援体制や施設・設備について、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。	19
	個別の教育支援計画	長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画。	19
	個別の指導計画	教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うために、「個別の教育支援計画」に示された長期的な支援の方針を踏まえ、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画。	19
サ	参加体験型の人権学習	児童生徒が主体的に参加する、交流活動や体験活動などを含んだ人権学習。	42
シ	ジュニア歴史検定	小中学校の児童生徒を対象とし、大友宗麟や大分の歴史に関する知識・理解の程度を問う検定。	40
	巡回教育相談	障がいのある就学前の子どもの保護者や関係者等に対して行う、障がいの状態及び発達の段階、特性等に応じた支援の在り方、就学に係る手続き等についての教育相談（7月～8月実施）。	20
	小学校高学年における教科担任制	学級担任以外の教員が教科等の主指導を行うこと。	11
	小規模特認校制度	自然環境に恵まれる小規模校で、心身の健やかな成長を図り、体づくりを目指すとともに、自然に触れる中で、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する保護者・児童生徒に一定の条件を付し、特別に入学・転学を認める制度。	25
	情報活用能力	学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力。	17
	情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。	17
	情報リテラシー	情報機器等を活用して、情報・データを管理、活用する能力。	33

読み	用語	解説	掲載ページ
ス	スクールカウンセラー	学校で児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、カウンセリングをしたり、教職員や保護者に対して指導や援助をしたりする専門家。1995(平成7)年以降、文部科学省が暴力行為、いじめ、不登校などの解決と予防のために、臨床心理士など専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを小中学校、高校に配置した。	3
	スクールサポートスタッフ	教職員の事務負担の軽減を図るため、授業準備等の事務作業を支援する職員。	28
	スクールソーシャルワーカー	家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員。	3
ソ	卒業論文プロジェクト	児童生徒の社会への興味・関心を高めるとともに、説明、論述等の力を総合的に育成するため、小学校6年生及び中学校3年生の段階で、これまでの各教科等における学習内容や身近な社会事象等の中から追究課題を設定し、情報収集、調査、分析・考察等、探究的な学びの過程を通して「卒業論文」にまとめる学習活動。	11
タ	体験・楽習・すこやか講座	13地区公民館がそれぞれの地域の関係機関・団体と実行委員会を組織し、連携・協力して地域の特色を生かした内容の講座を実施することにより、地域力の向上を図る事業。	34
チ	地区懇談会	近隣の人々が公民館等集い、人権に関わる問題について少人数で学び合う懇談会。	43
	地区人権教育(尊重)推進協議会	市内全域を網羅し、地域が主体となって、人権が尊重される住みよい地域づくり、いわゆる「人権のまちづくり」に取り組んでいくことを目的に、13地区公民館ごとに設立された組織。	43
テ	T-LABO	大分市教育センターホームページ内の本市教職員が学び合う専用コンテンツ。「Teachers' Laboratory」の略。	27
フ	フッ化物洗口	フッ化物を水に溶かした洗口液で、週に1回、30秒から1分間、ブクブクうがいを行うこと。4歳から14歳の期間に継続的に実施することで、生涯にわたるむし歯予防の効果が認められる。	16
	不登校児童生徒	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。	24

読み	用語	解説	掲載ページ
フ	プログラミング的思考	自分が意図する一連の活動を実現するために，どのような動きの組み合わせが必要であり，一つ一つの動きに対応した記号を，どのように組み合わせたらいいのか，記号の組み合わせをどのように改善していけば，より意図した活動に近づくのか，といったことを論理的に考えていく力。	17
マ	まなびのガイド	市内の生涯学習に関する情報を手軽に収集できるポータルサイト。	32
ミ	未来自分創造資金	保護者が大分市内に住所を有し，高等学校等進学予定の者で，学業・人物ともに優秀で，経済的理由により学資の支弁が困難な者を対象とした給付型の奨学金。	23
ヨ	余裕教室	将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室。	25
リ	隣接校選択制	児童生徒，保護者が，通学の安全性や通学距離，学校の特色等を考慮し，自ら就学する学校を選択できる機会を確保する制度。ただし，申請可能な学校は，住所地によって定められた指定校に隣接する学校。	25

## 大分市教育ビジョン検討委員会設置要綱

### （設置）

第1条 大分市教育ビジョンを策定するに当たり、幅広い分野からの意見を求めるため、大分市教育ビジョン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 検討委員会は、大分市教育ビジョンの策定について検討し、その結果を教育長に報告する。

### （組織）

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が参画依頼し、又は任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）各種団体の代表者
- （3）その他教育長が必要と認める者

### （参画依頼等の期間）

第4条 委員の参画依頼等の期間は、参画依頼又は任命の日から第2条の規定による報告の日までとする。

### （会長及び副会長）

第5条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （報償金等）

第7条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、教育長が決定し、これを支払うことができる。

### （庶務）

第8条 検討委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

### （委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### （この要綱の失効）

2 この要綱は、第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

## 大分市教育ビジョン検討委員会の開催日及び協議内容等

回	開催日	協議内容等
1	2019(令和元)年 8月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会長・副会長の選出</li> <li>○ 検討委員会の役割とスケジュール</li> <li>○ 「大分市教育ビジョン2017」第Ⅱ期基本計画の策定について</li> </ul>
2	2019(令和元)年 10月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本計画の検討 1                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針1 「生きる力を育む学校教育の充実」</li> <li>・ 基本方針2 「子どもたちの学びを支える教育環境の充実」</li> </ul> </li> </ul>
3	2019(令和元)年 10月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本計画の検討 2                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針3 「社会教育の推進と生涯学習の振興」</li> <li>・ 基本方針4 「個性豊かな文化・芸術の創造と発信」</li> <li>・ 基本方針6 「人権を尊重する社会づくりの推進」</li> </ul> </li> </ul>
4	2019(令和元)年 11月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間まとめ(素案)の検討</li> </ul>
2019(令和元)年12月13日～2020(令和2)年1月14日 パブリックコメントの実施		
5	2020(令和2)年 2月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「最終案」の検討</li> <li>○ 「検討のまとめ」の報告</li> </ul>

## 大分市教育ビジョン検討委員会委員一覧

氏名	所属等	備考
伊藤 安浩	国立大学法人大分大学教育学部教授	会長
小野 昭三郎	大分市青少年健全育成連絡協議会会長	
川野 修一	大分市小学校長会会長	
佐藤 雅彦	大分市中学校長会会長	
秦 和恵	大分市自治委員連絡協議会副会長	
高橋 泰夫	大分市学校問題解決支援チーム専門委員	
仲嶺 まり子	別府大学短期大学部学長	
林 美紀	大分市社会教育委員	副会長
平本 泉	大分市PTA連合会副会長	
吉山 尚裕	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学情報コミュニケーション 学科教授	

(五十音順, 敬称略)

● 表紙の作品について

---

題 名：「生命の輝き」

(第 58 回「福田平八郎賞」大分市小・中、特別支援学校図画展 入賞作品)

作 者：瀧涯 愛 (大分市立植田西中学校第 2 学年)

この作品の葉は辛さや苦しみ，花はうれしさや楽しみ，蝶は私達をイメージしています。辛いこと，うれしいことが積み重なる毎日の中で，光に向かって進んでいこうという願いを込めて描いた作品です。

## 大分市教育ビジョン2017第Ⅱ期基本計画

---

2020(令和2)年3月発行

発行・編集：大分市教育委員会

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL：097 (534) 6111 (内線2011)

097 (537) 5671 (直通)

FAX：097 (535) 0417

E-mail：kyoikusomu@city.oita.oita.jp

---